

西成区薬剤師会防災講座

(日頃の備えと災害時の対応)



本日の内容

1 西成区で怖い災害

* 地震(直下型、海溝型)

* 台風

2 自助(家具の固定等、情報、備蓄)

3 共助(事例紹介、地域の取組み)

4 公助(避難施設・場所、医療・救護関係、物資)

5 災害時の薬剤師の活動

西成区で怖い災害

地震：直下型地震、海溝型地震

台風：暴風、豪雨、洪水、高潮

西成区で大きな被害をもたらす地震のタイプ

直下型地震

- プレート内の断層の活動で発生する地震



- ・強く激しい縦揺れが10~20秒間続く

「阪神・淡路大震災」
「上町断層帯を震源とする地震」

海溝型地震

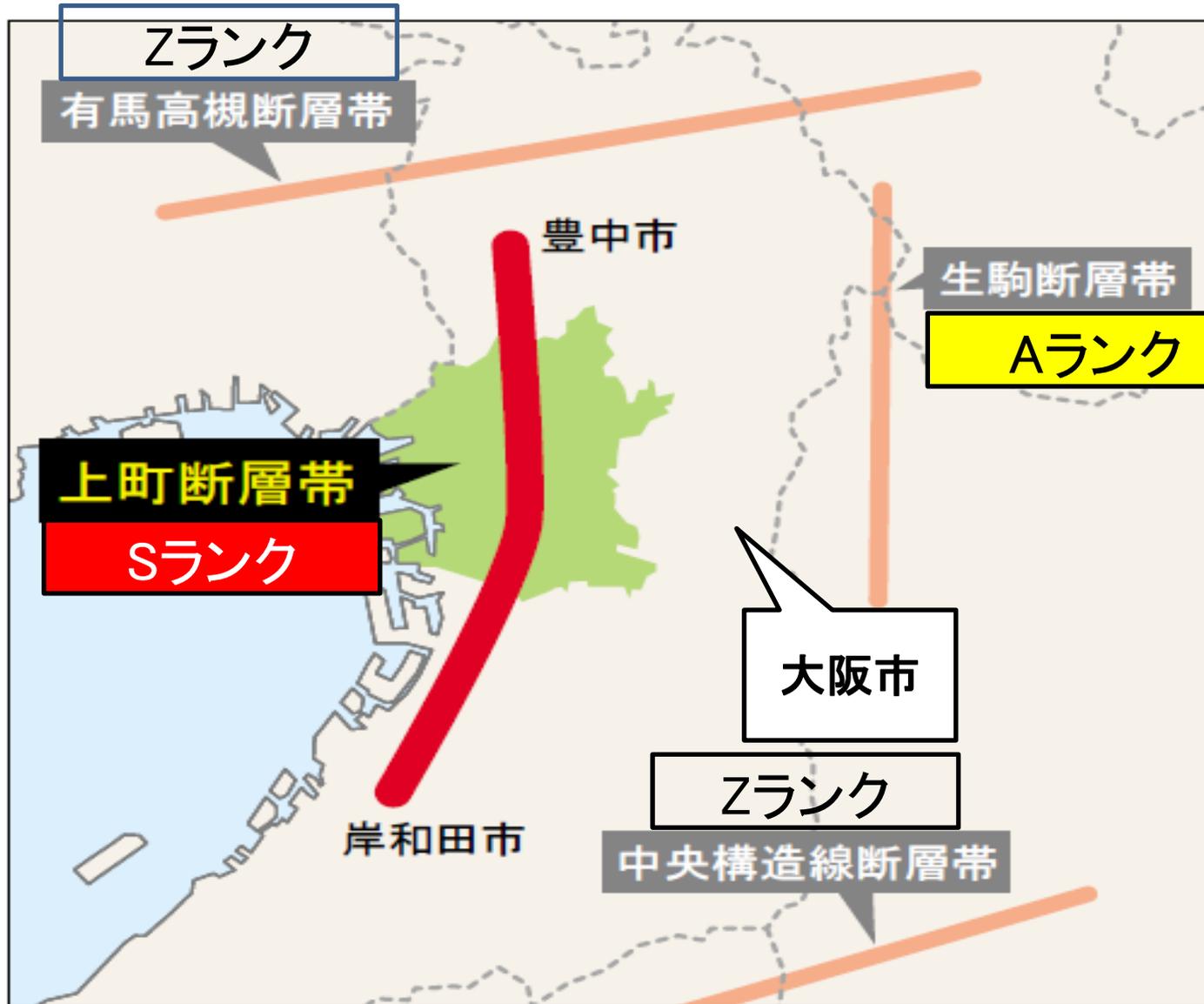
- プレートの境界(海の中)で発生する地震



- ・ゆっくりした横揺れが数分間続く
- ・津波の危険性
- ・周期性がある。

「東日本大震災」
「南海トラフ地震」

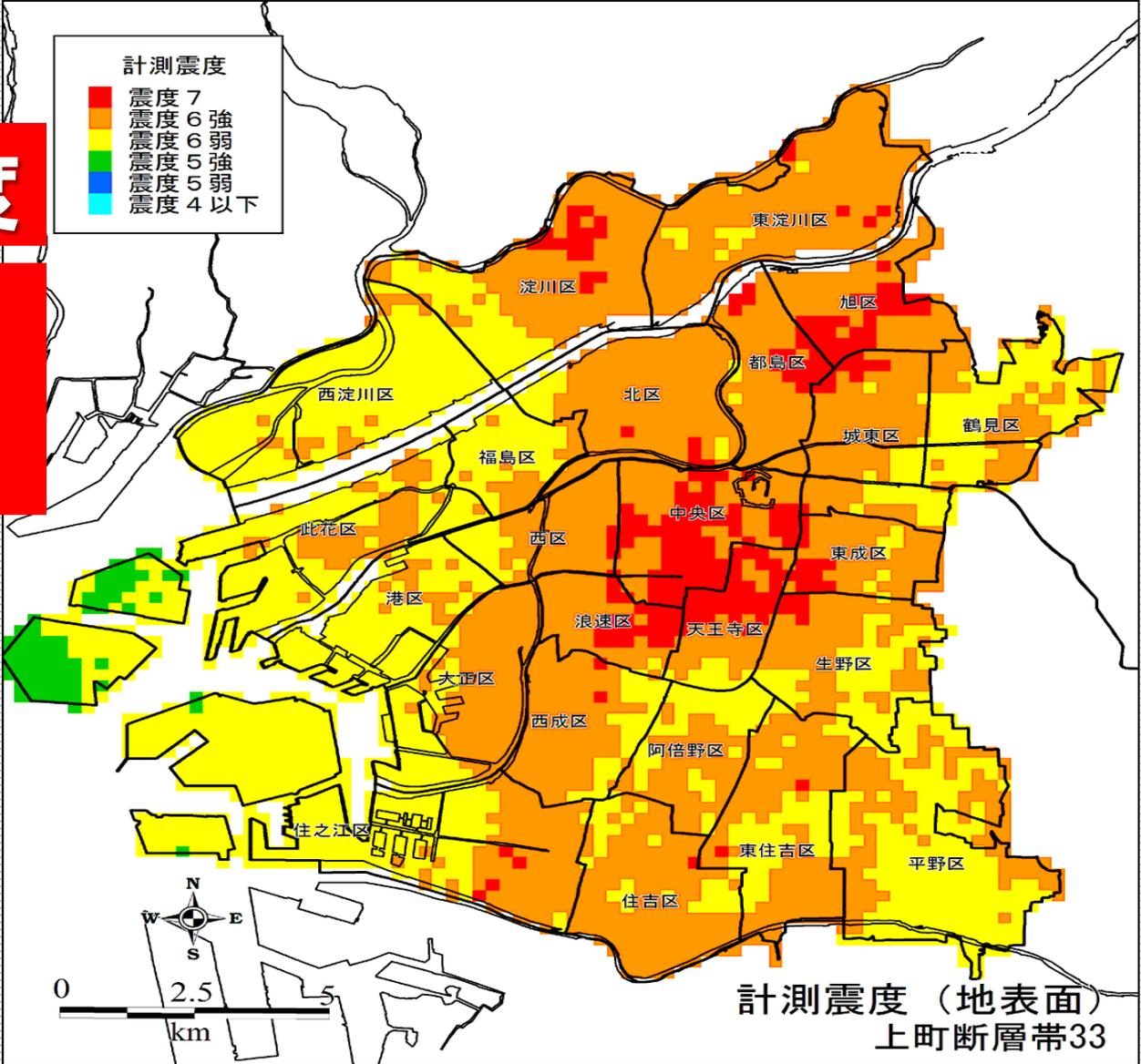
上町断層帯＝最も危ない活断層



ランク	発生確率 (30年以内)
S	3%以上
A	0.1～3%
Z	0.1%未満

上町断層帯地震

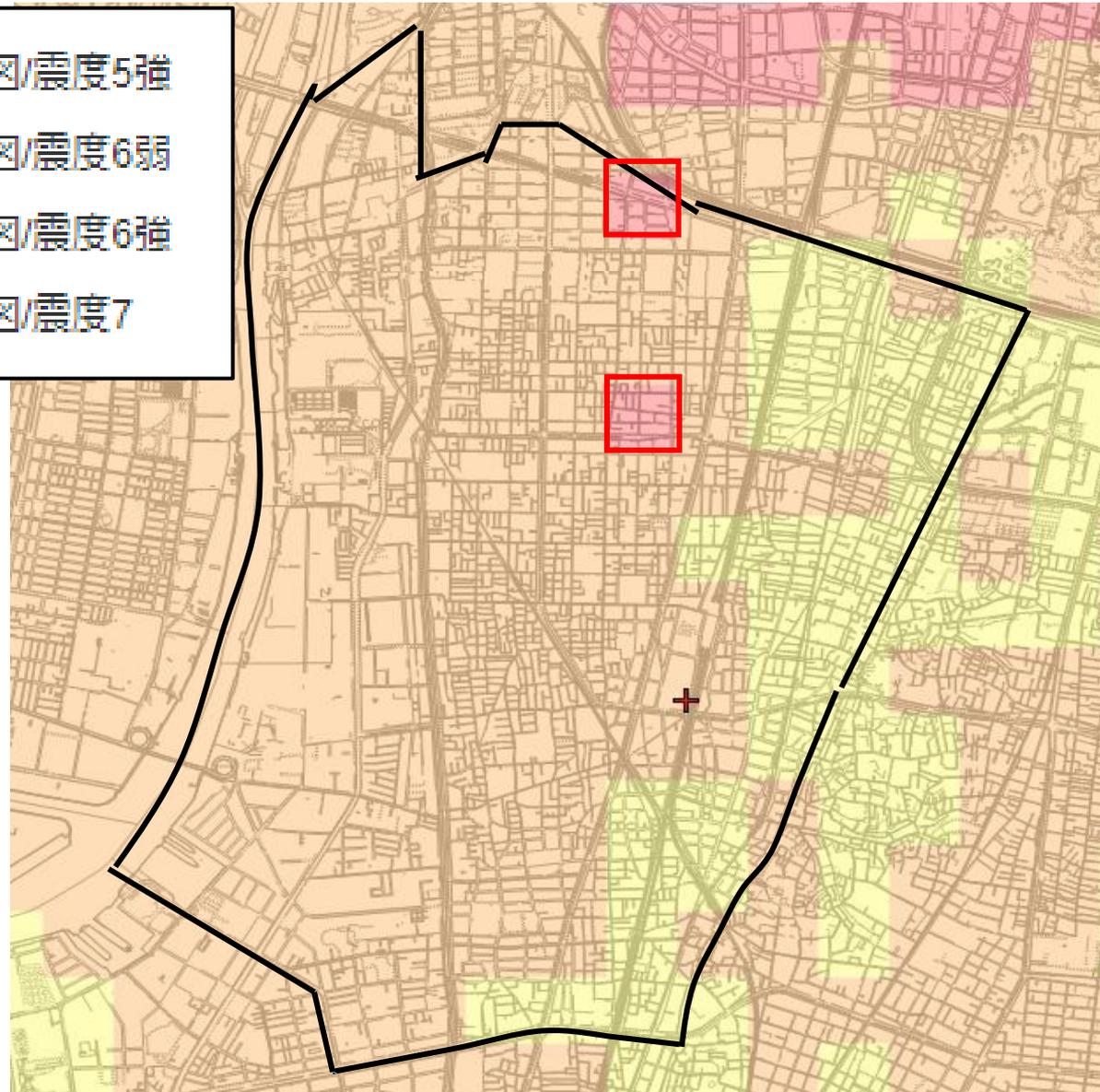
西成区の震度
震度6弱～
震度7



上町断層帯地震時の西成区の震度分布

- 震度分布予測図/震度5強
- 震度分布予測図/震度6弱
- 震度分布予測図/震度6強
- 震度分布予測図/震度7

震度 7

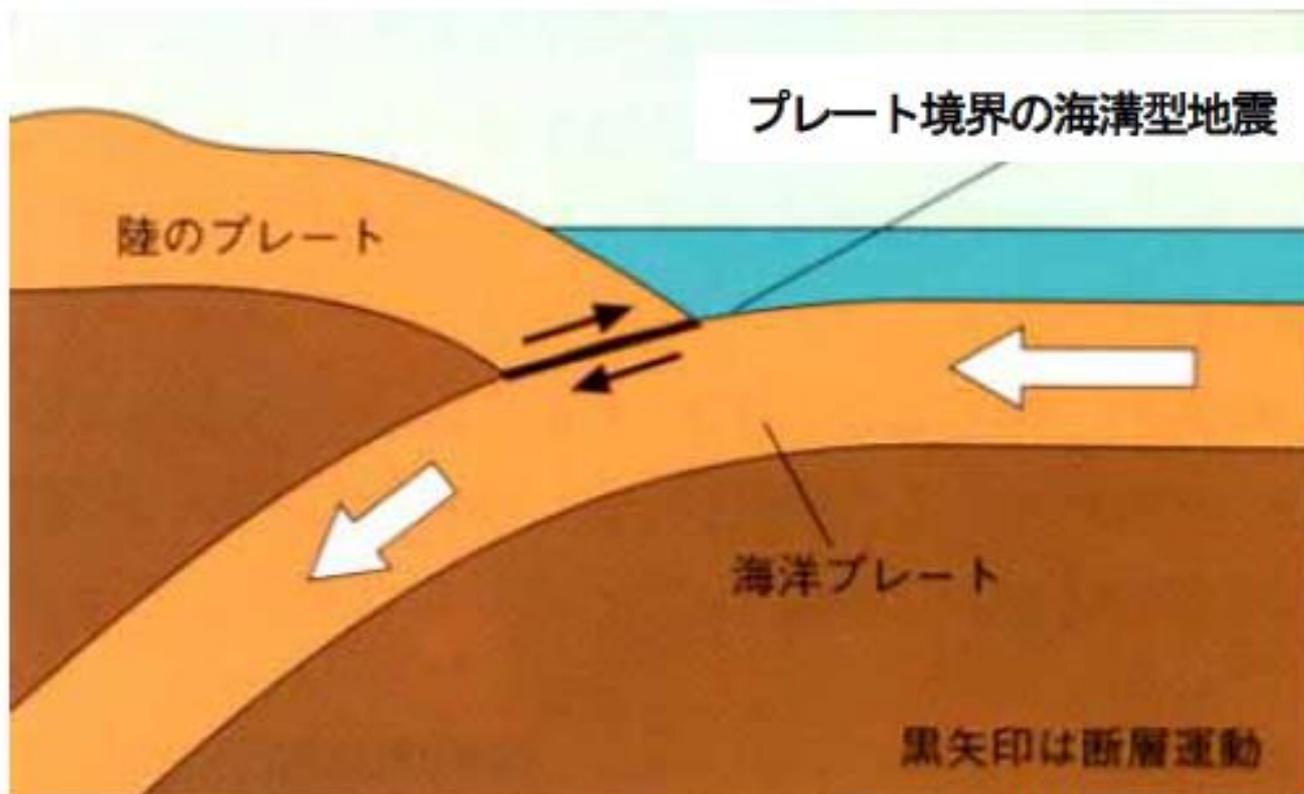


阪神淡路大震災時のNHK神戸放送局の状況



平成30年大阪府北部地震時の駅のホームの状況

海溝型地震



- 特徴**
- ☆ 長くゆれ
 - ☆ 広くゆれ
 - ☆ 津波発生

(出典：地震調査研究推進本部資料)

海溝型地震

東日本大震災

2011年3月11日

震度 7

津波で火災が発生した気仙沼湾



宮城県東日本大震災文庫／東日本大震災アーカイブ宮城

第二管区海上保安本部

津波で孤立した幼稚園からゴムボートで救助



第二管区海上保安本部

津波火災で焼失した門脇小学校



仙台市民図書館の3月11日の被害状況



海溝型地震（南海トラフ地震）

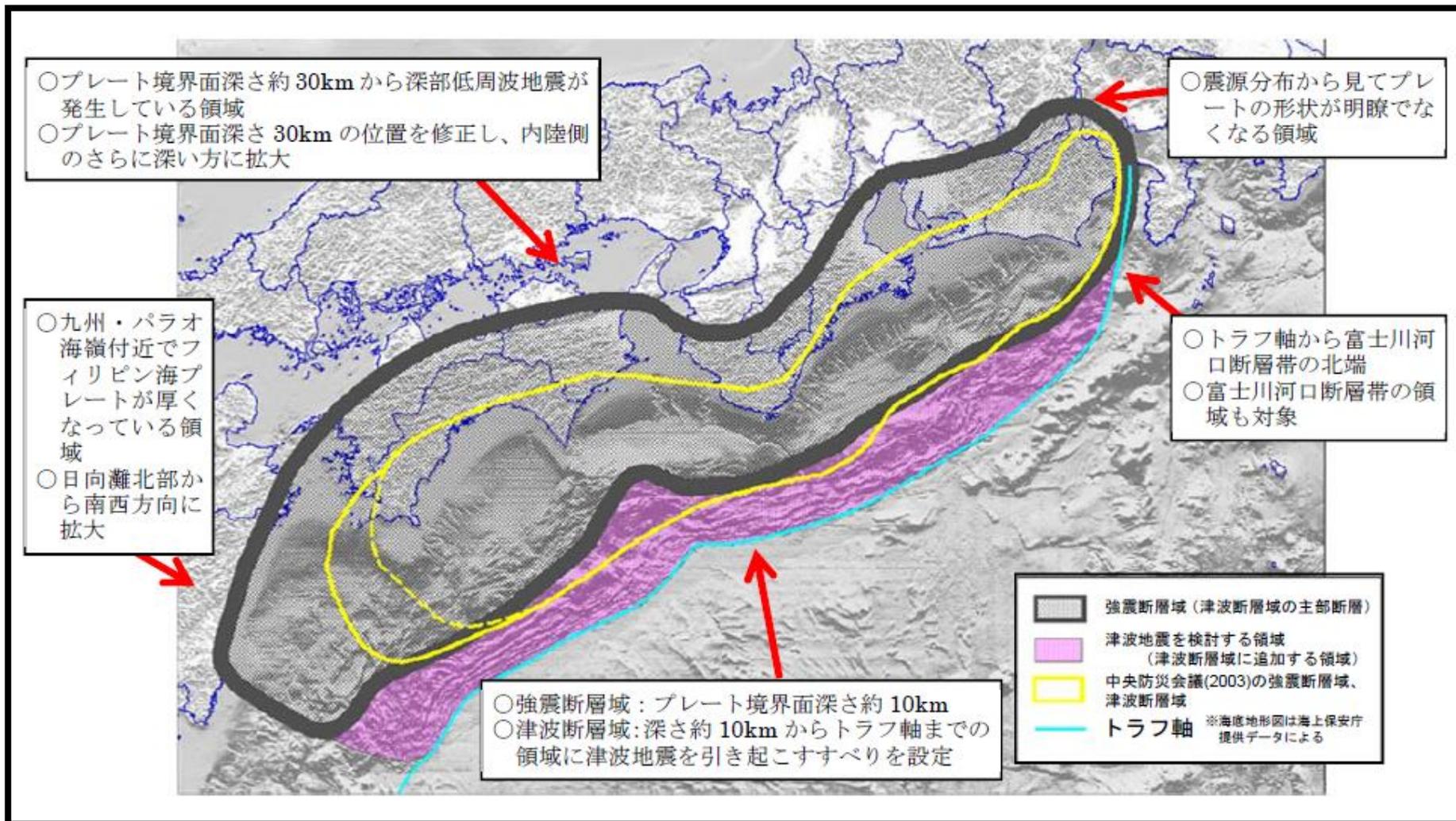


100~200年の
周期で発生!

最後の東海地震から、160年以上!
いつ起こっても
おかしくない

110~117分で
大阪市へも
津波が来襲する
可能性

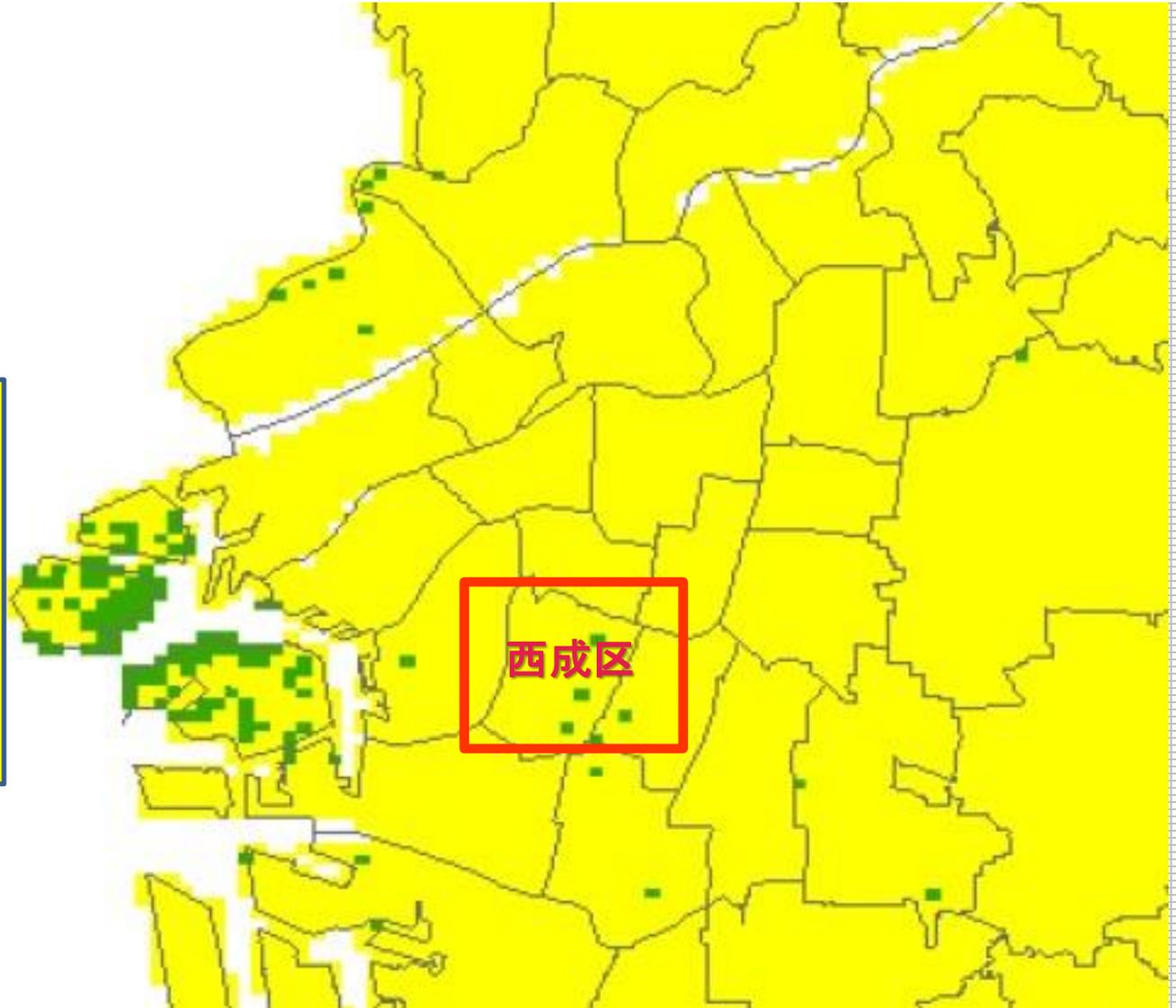
南海トラフ巨大地震の想定震源域



震度予想分布：南海トラフ巨大地震



震度：6弱
M：9.0



震度階級と被害

震度 6弱

- 立っていることが困難になる
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある

震度 6強

- はわないと動くことができない
飛ばされることもある
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる

震度 7

- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造りの建物では、倒れるものが多くなる

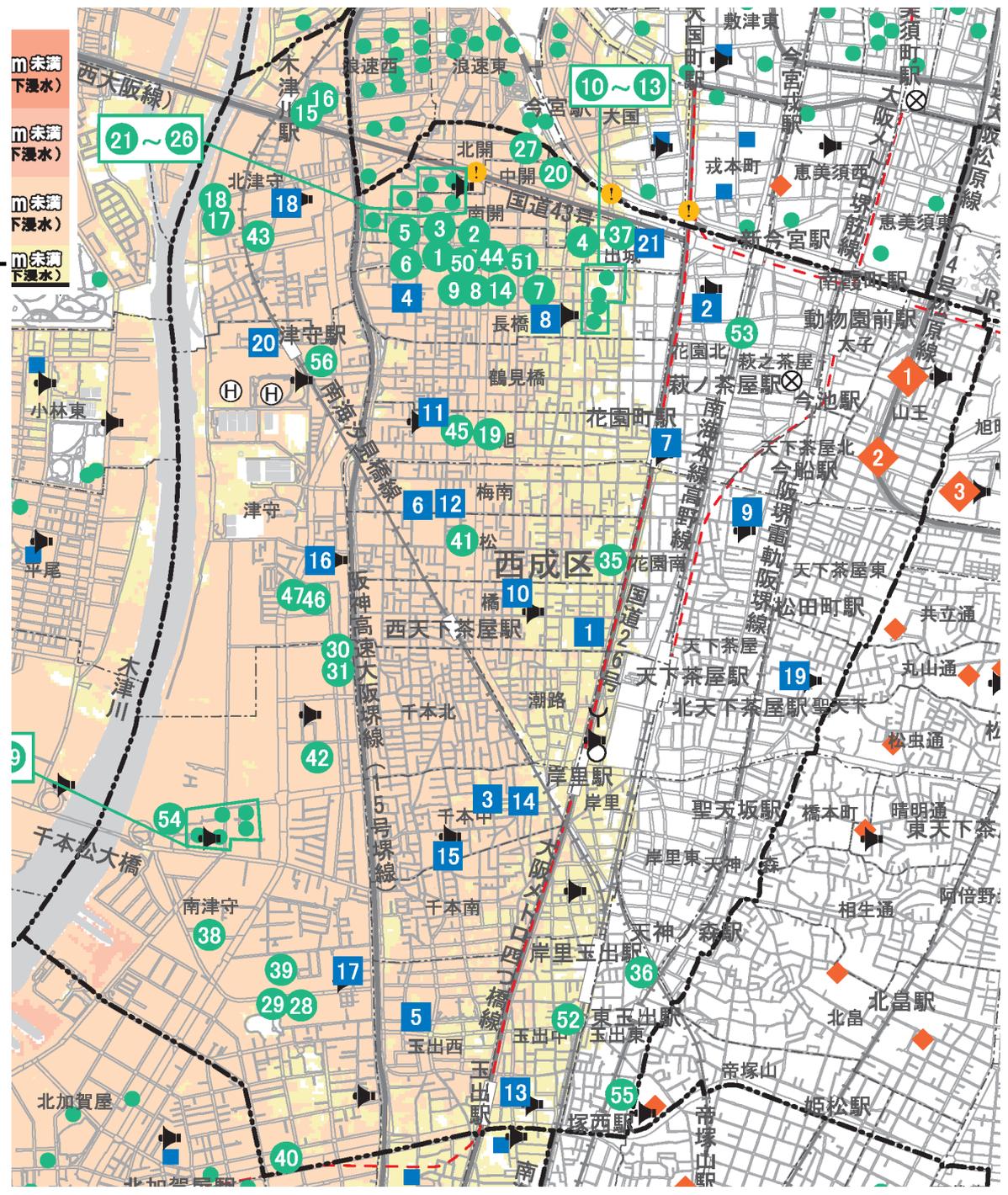
海溝型地震の長周期地震動実験映像

寝室
地震対策なし

TCR 15:08:49:06

津波浸水 (南海トラフ巨大)

浸水の深さ



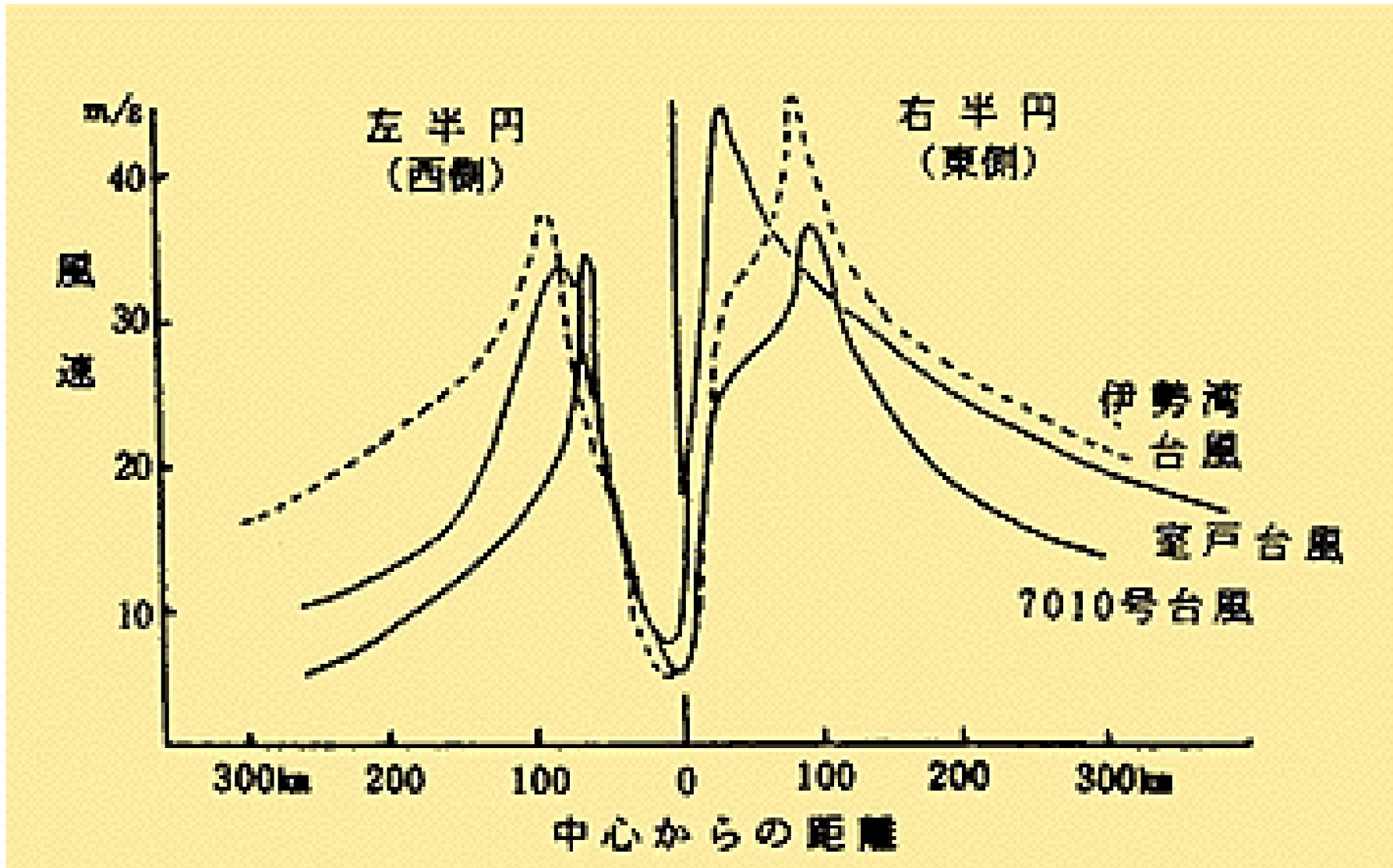
東日本大震災時の釜石の津波映像



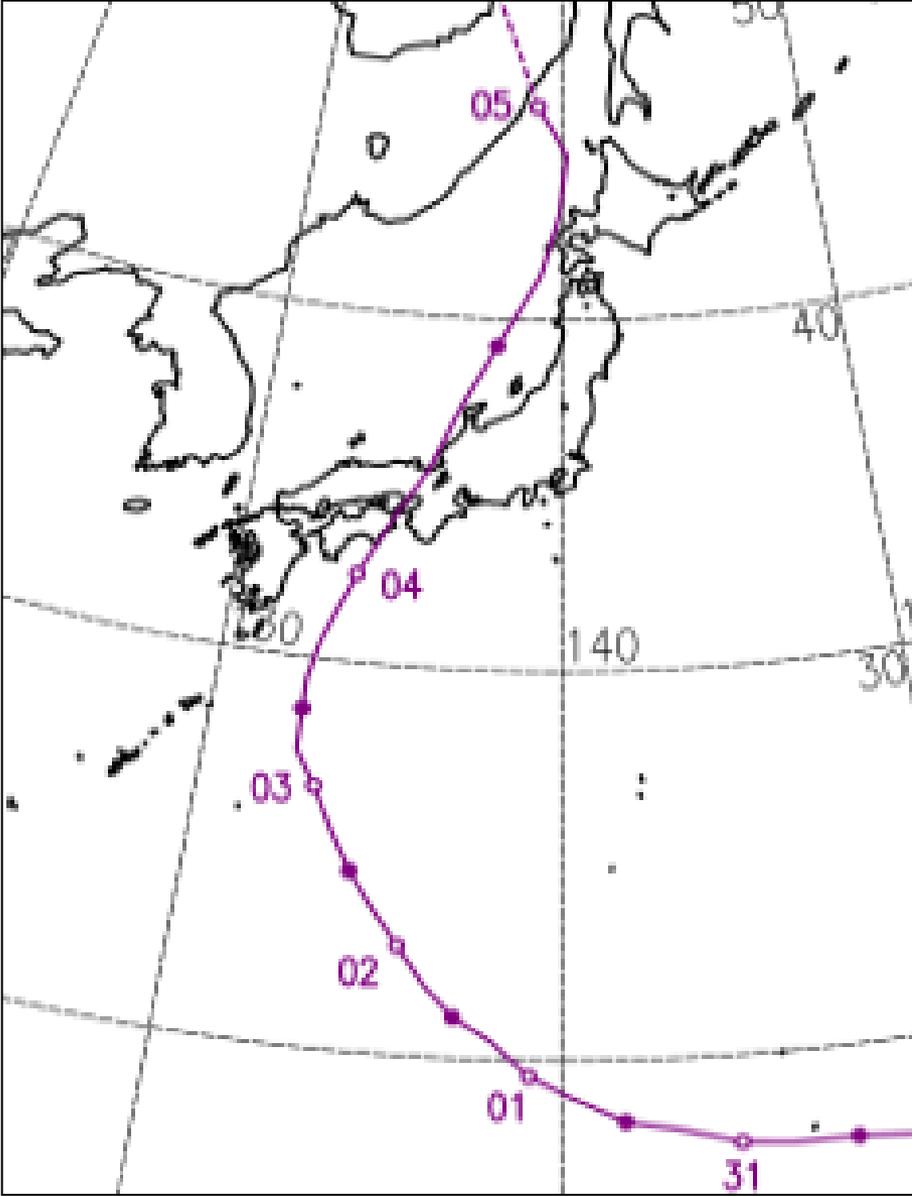
台風



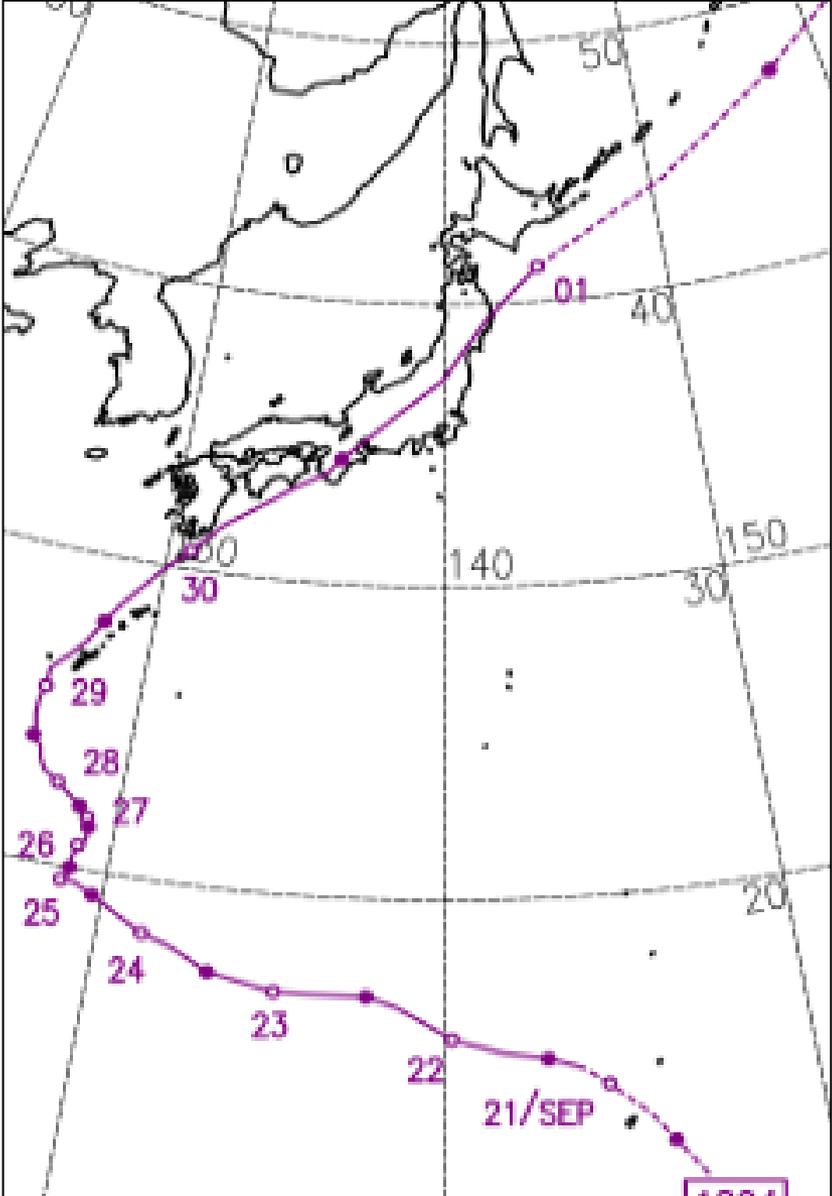
台風の右半円と左半円との風速の相違



台風21号



台風24号

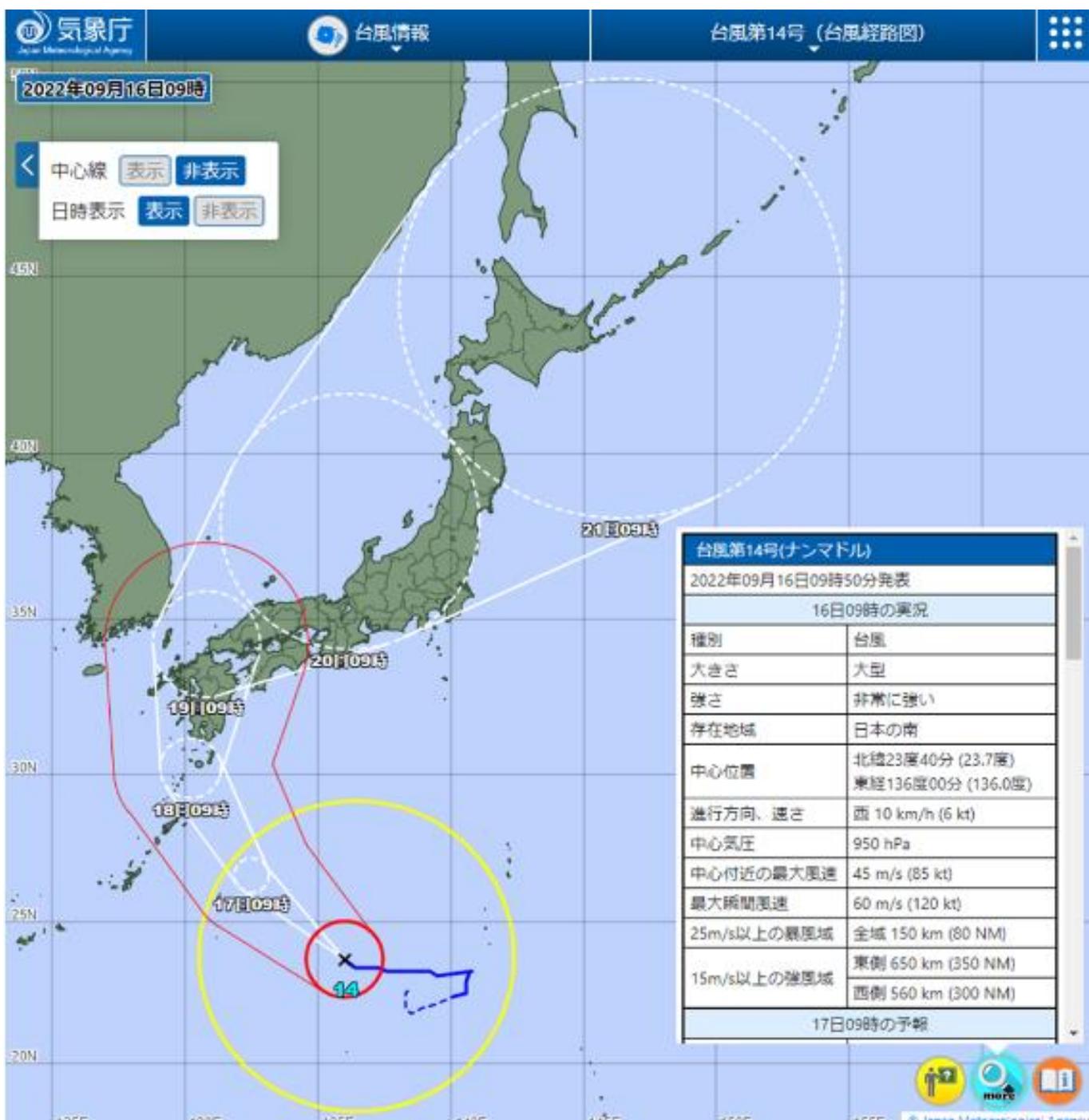


気象庁の台風情報にアクセスすると右の図が出てきます。

赤い円は暴風域を示し、黄色の円は、強風域を示しています。

赤の線で囲まれた地域は、暴風域に入る可能性があることを示しています。

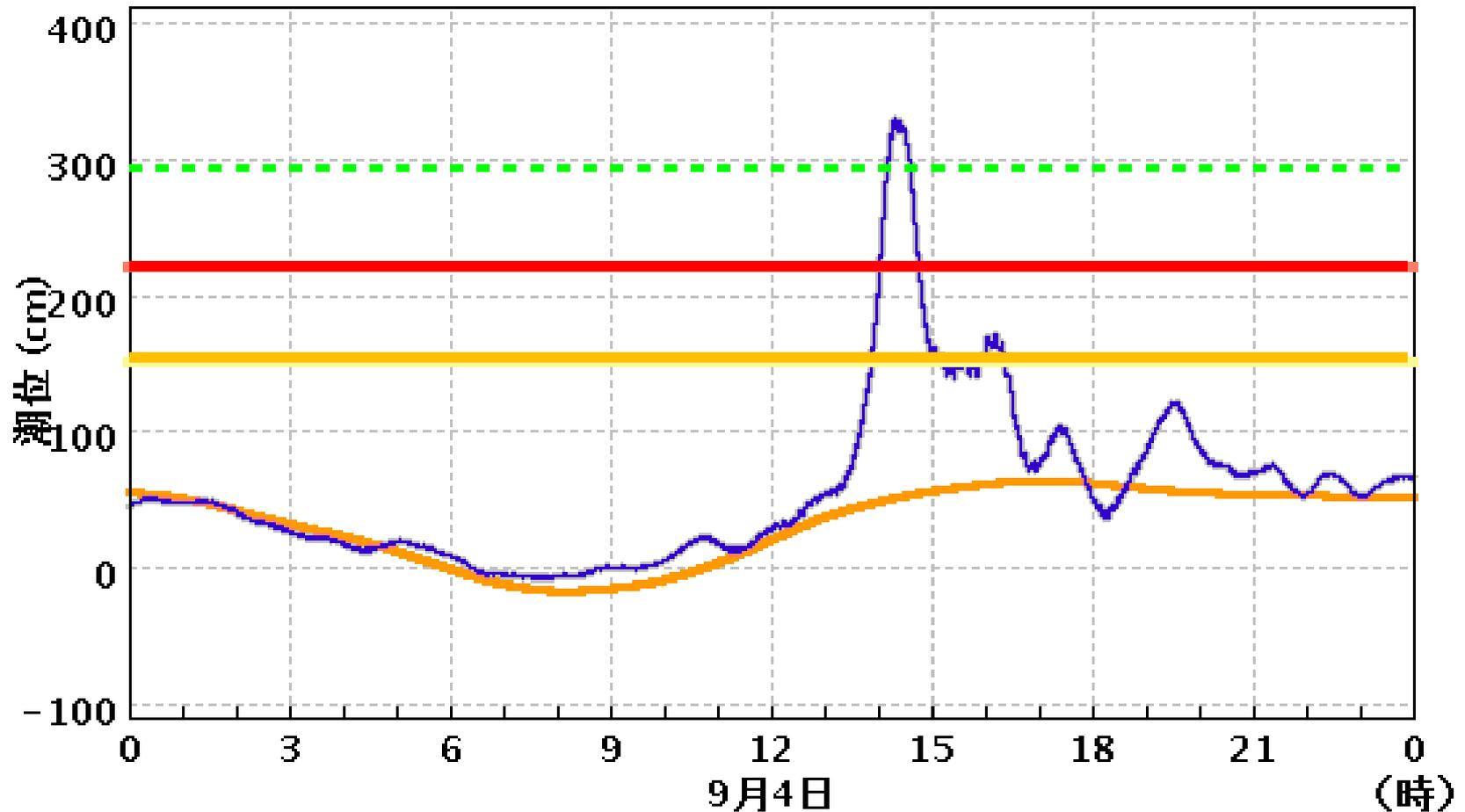
白い円は、台風が中心が70%の確率で入る地域を示しています。



風の強さと被害

平均風速 m/s	風の強さ (予報用語)	人への影響	走行中の車	建造物
20~25	非常に強い 風	何かにつかまらな いと立っていただけ ない	通常 の速度で運 転するのが困 難	屋根瓦等 で飛散する ものが出て くる
25~30				
<u>30</u> ~35	猛烈な風	屋外 の行動は極 めて危険	走行 中のトラック が横転	
35~40				外装材 が広範囲 に飛散

平成30年台風21号時の大阪の潮位



All rights reserved. Copyright © Japan Meteorological Agency

実際の潮位



高潮注意報基準



天文潮位



高潮警報基準



過去最高潮位(293cm:1961年09月16日13時53分:第2室戸台風)



大阪管区气象台資料を一部改変

命を守るために最も大切なことは？

自助

共助

公助

7

2

1

自 助

(命を守るために今日から行うこと)

- 1 建物の中で怪我をしない！！
- 2 継続的な情報収集・発信
- 3 備蓄

自助の基本は安全な空間の確保



阪神淡路大震災の死因

震災死: 6, 300

一般死: 5800

短時間死
5, 200

長時間死
600

火災死
500

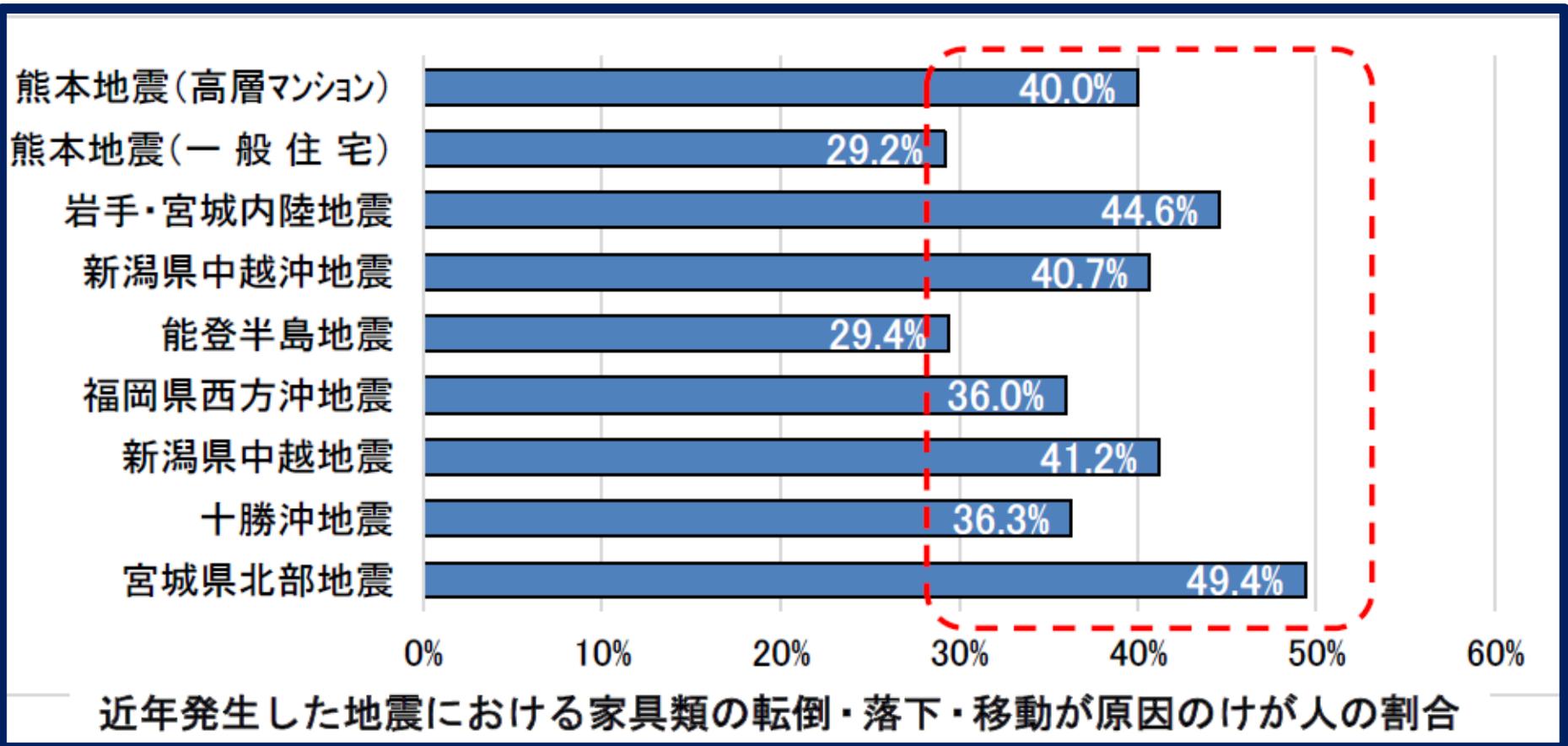
短時間死
5, 200



即死～準即死
4, 000

非即死
1, 200

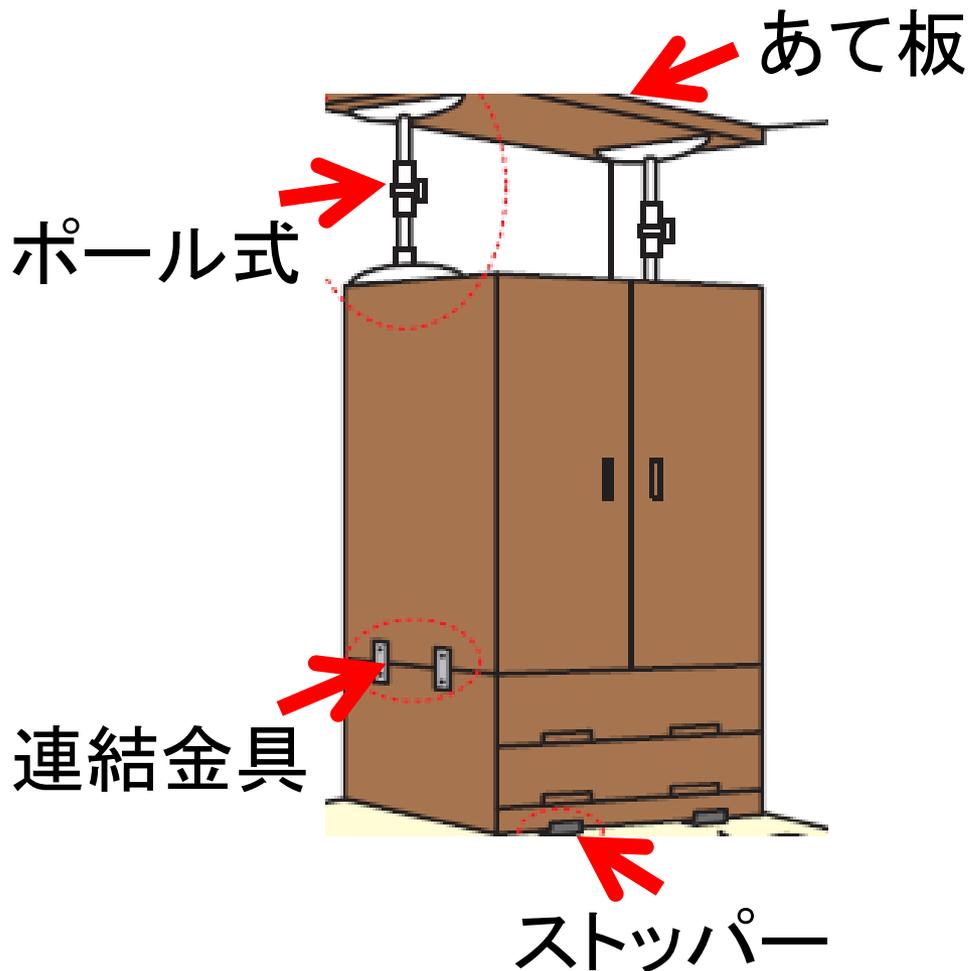
家具等固定の必要性



家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック(東京消防庁)より抜粋

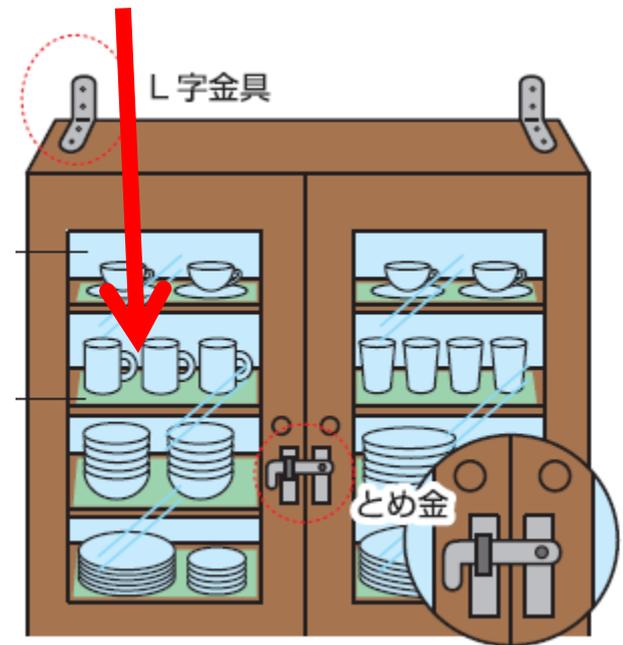
家具等固定の要領(一例)

タンス



食器棚

ガラス飛散防止
フィルム

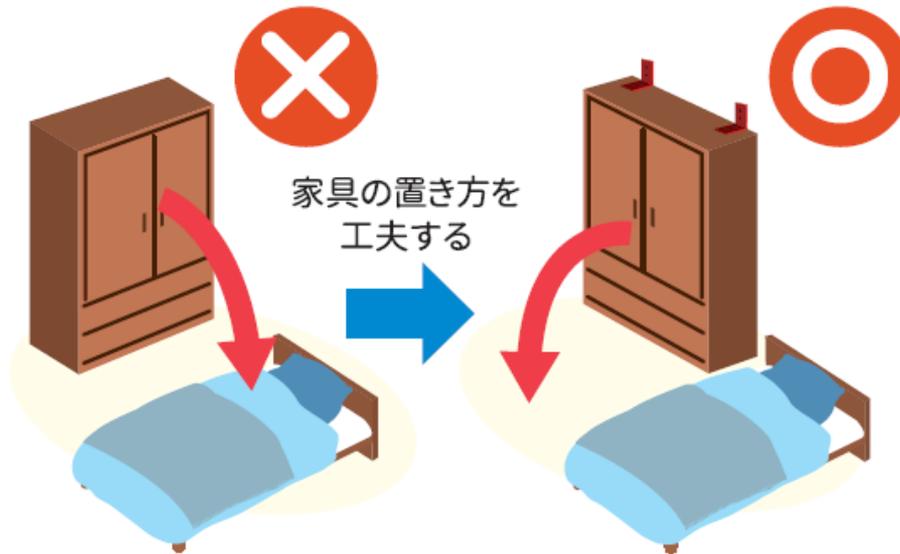


家具等の固定・配置の工夫

最低限、寝る場所は安全に！（上階がベター）

- 寝室には家具類を置かない、または置き方を工夫している

No furniture in bedroom, or steps are taken to ensure safety of furniture

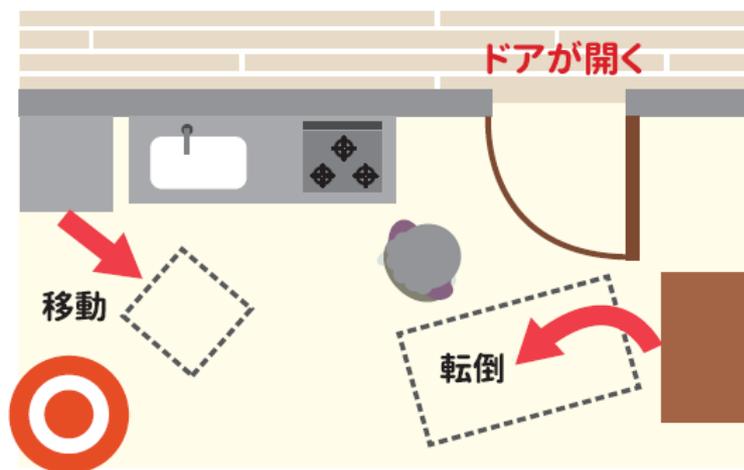


家具等の固定・配置の工夫

避難通路の確保！

- ドアの開閉と避難通路を考えた家具類の設置がされている

Furniture is placed so as not to interfere with doors or block your way when evacuating



- 廊下に家具類を置いていない
No furniture in hallway



継続的な情報収集が命を救う

東日本大震災における津波警報

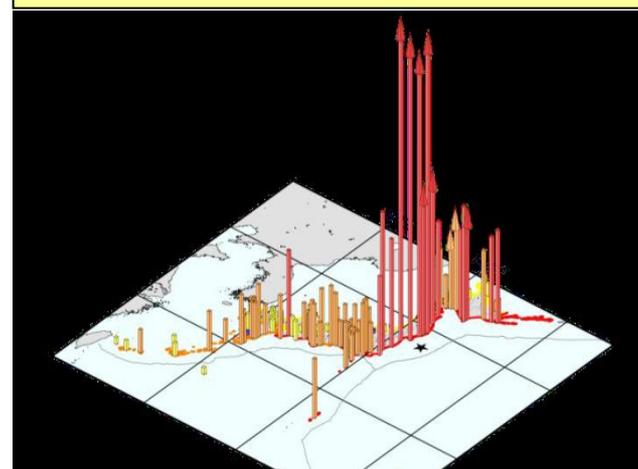
第1報：3分で発表



第2報：28分で発表



実際の津波の高さ



岩手：予想3m

岩手：6m

宮古：8.5m

宮城：予想6m

宮城：10m

石巻：8.6m

福島：予想3m

福島：6m

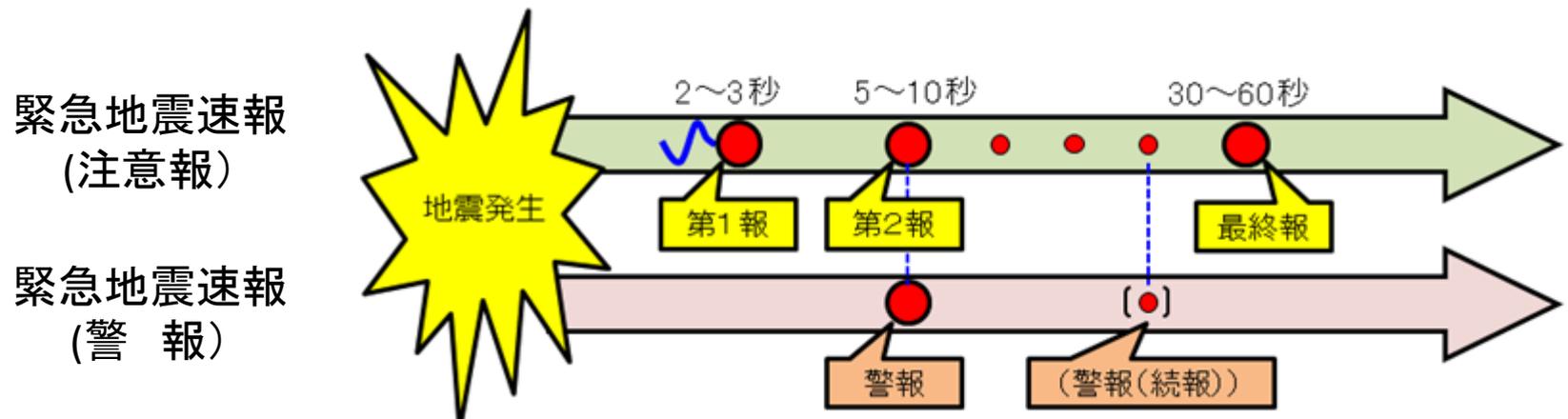
相馬：9.3m

生き延びるためには「情報」

- 緊急地震速報

- * 東日本大震災時：仙台市は16秒前に受信

- * 入手手段：テレビ、ラジオ、携帯、同報無線



安否確認の方法を定めておく

- * 家族会議で**確認方法を共有**しておく
ピンポイントで集合場所を決めておく
優先順位をつけて**複数**決めておく
- * **災害伝言ダイヤル**等を活用した確認

伝言の録音方法

1 7 1 ⇒ 1 ⇒ (0 0 0) 0 0 0 - 0 0 0 伝言を入れる

伝言の再生方法

1 7 1 ⇒ 2 ⇒ (0 0 0) 0 0 0 - 0 0 0 伝言を聞く

大阪市防災アプリを利用した安否情報の事前登録

ステップ1



安否情報をタップ
(ホーム画面を上に
スクロール)

ステップ2



事前登録
安否を知らせるを
タップ

ステップ3



発信情報の設定
項目に従って
所要事項を入力
登録先を選択

生き延びるためには「備蓄」

- 備蓄のポイント

- * 各家庭・個人の事情に応じた備蓄

- * 普段から使えるものを備蓄

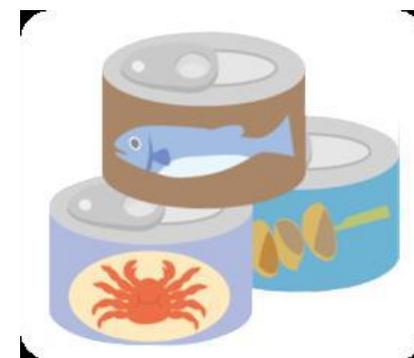
- * 自宅の中で分散備蓄

- * 季節に応じた入れ替え

米：備蓄の柱
2kgの米で27食分



缶詰：たんぱく質の確保
調理不要なもの



これだけは備えましょう

水：1人当たり
飲料水1リットル／日
調理等に使用する分
を含め3リットル



カセットコンロ
ボンベを忘れずに！



共 助

(地域と築く絆)

- 1 先ずは、近助から
- 2 地域のイベントへの参加

神城断層地震の事例 (白馬の奇跡)

- 地震：平成26年11月22日22:08分発生、震度6弱
- 被害：全壊42棟、半壊35棟、負傷者46名、**死者：0**



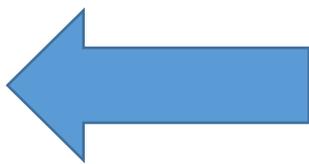
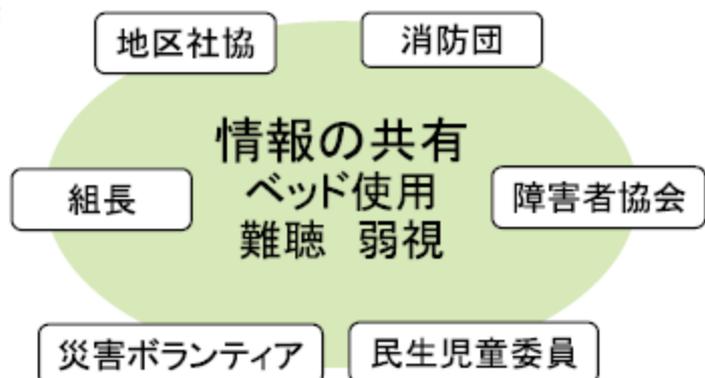
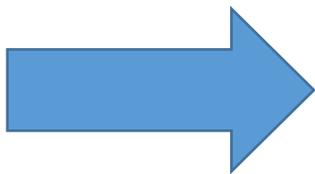
22日23:30、倒壊した家屋から
救出

地震発生から1時間程度で
41世帯118人の安否を確認



住民支え合いマップの作製

災害時住民支え合いマップ「づくりの流れ」



長野県がめざす「災害時住民支え合いマップ」



本人・地域作成の個別避難計画フロー（一例）

避難行動要支援者

地域の避難支援等実施者

福祉・医療等の関係者の助言

個別避難計画の作成

区に提出することに伴う同意確認

個別避難計画の提出

個別避難計画の受理・管理

地域における「災害対応」それぞれの役割は？(例)

【A地域】

地域本部

- 地域内の被害状況把握
- 対応策の検討・実施
- 区役所との連携

情報

【区役所】

区災害
対策本部

避難所運営委員会
(地域、**区役所**、学校)

【災害時避難所】
(小、中学校)

- 安否・被害
状況報告
- 救援の要請

- 対応指示、警報などの伝達
- 可搬式ポンプの派遣

町会本部

- 安否確認、被害状況、救援要請
⇒協力隊本部へ報告、指示を受ける
- 救出・救助、搬送、救護
- 可搬式ポンプによる消火活動
- 避難誘導

他の町会と！

安否
確認

救出

消火

避難
誘導

B班

A班

C班

【B地域】

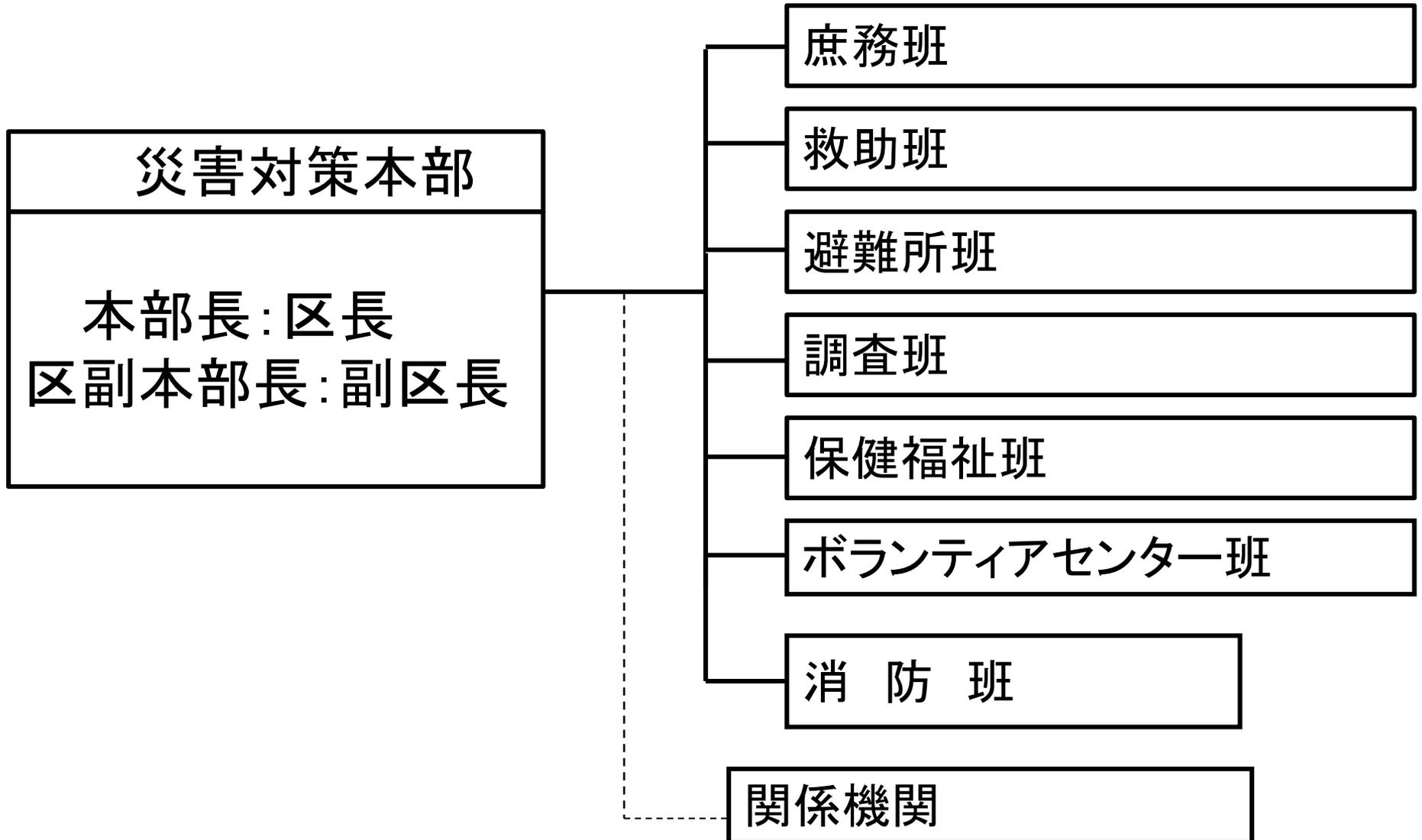
【C地域】

公 助

- 1 区災害対策本部の組織と分掌事務
- 2 災害救助法の概要

区災害対策本部の組織と分掌事務

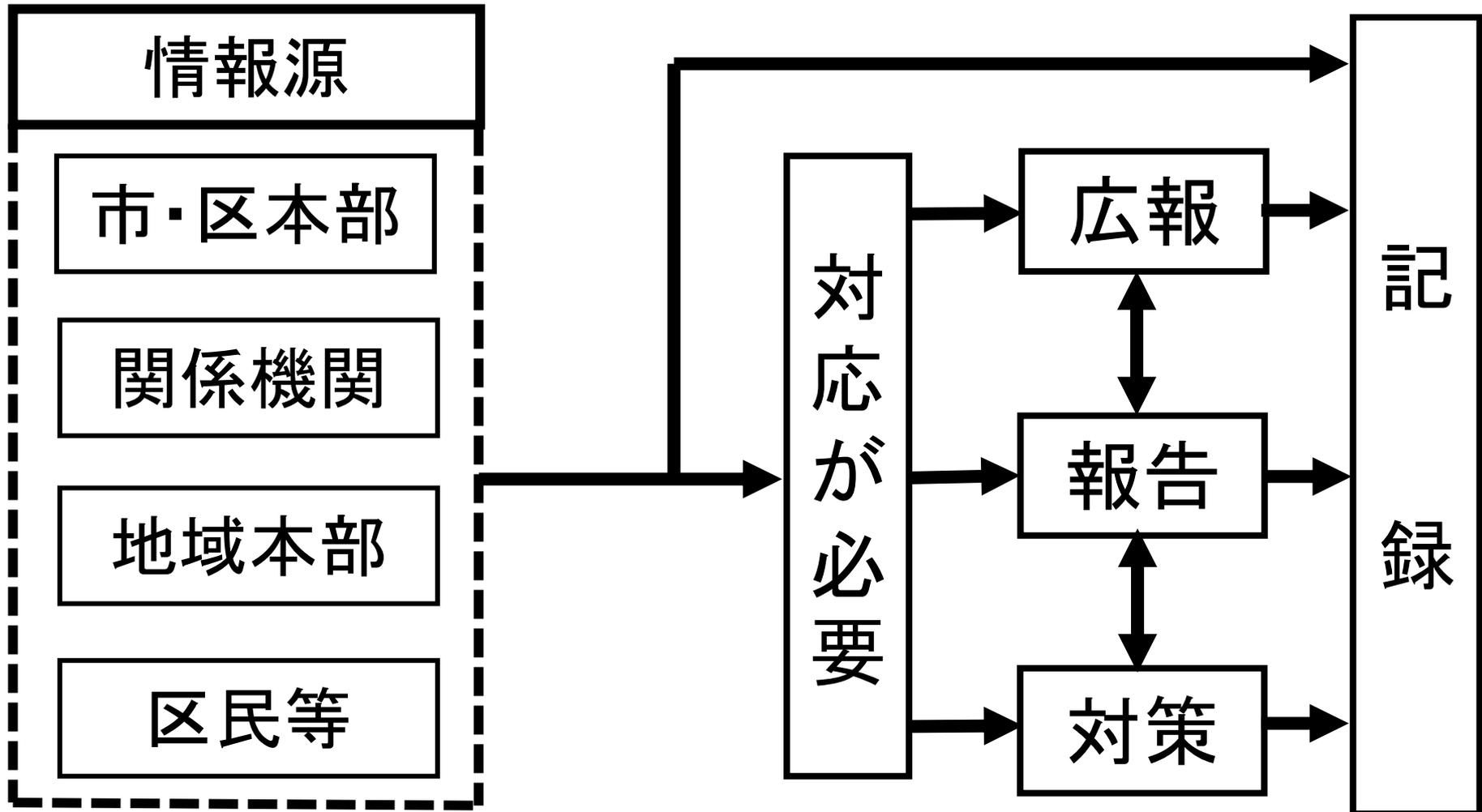
区災害対策本部の体制



庶務班の分掌事務

- 1 各班の連絡統制
- 2 各部、関係機関への応援協力要請
- 3 災害対策本部との連絡
- 4 予算計理
- 5 情報の収集、伝達及び広報
- 6 義援金品の受付、並びに保管
- 7 遺体の処理及び火葬に関すること
- 8 災害記録(写真・映像を含む)
- 9 学校園等との連絡調整
- 10 他の班の所管に属しないこと

情報処理のプロセス



救助班の分掌事務

1. 被災者の**応急救助の連絡調整**に関する事
2. **救援物資**の調達保管及び配給に関する事
3. **応急給水**に関する事
4. 義援金品の配分に関する事
5. 団体等の協力活動の連絡調整に関する事

緊急消防援助隊

【緊急消防援助隊のロゴマーク】



緊急消防援助隊の宿营地(石巻)



緊急消防援助隊の救助活動(名取)



輸送機による機動(大島)



統合機動部隊の救助(常総)



警察災害派遣隊の編成

即
応
部
隊

広域緊急援助隊

広域警察航空隊

機動警察通信隊

緊急災害警備隊

警 備 部 隊

交 通 部 隊

刑 事 部 隊

一
般
部
隊

特別警備部隊、特別交通部隊、特別自動車警ら部隊、特別生活安全部隊、特別機動捜査隊、身元確認支援隊、情報通信支援部隊、支援対策部隊

即応部隊(1万人)

広域緊急援助隊



2,600

警備部隊

被災者の救出救助



1,500

交通部隊

緊急交通路の確保



600 →

1,500

刑事部隊

検視・身元確認等

増

広域警察航空隊



500

機動警察通信隊



1,200

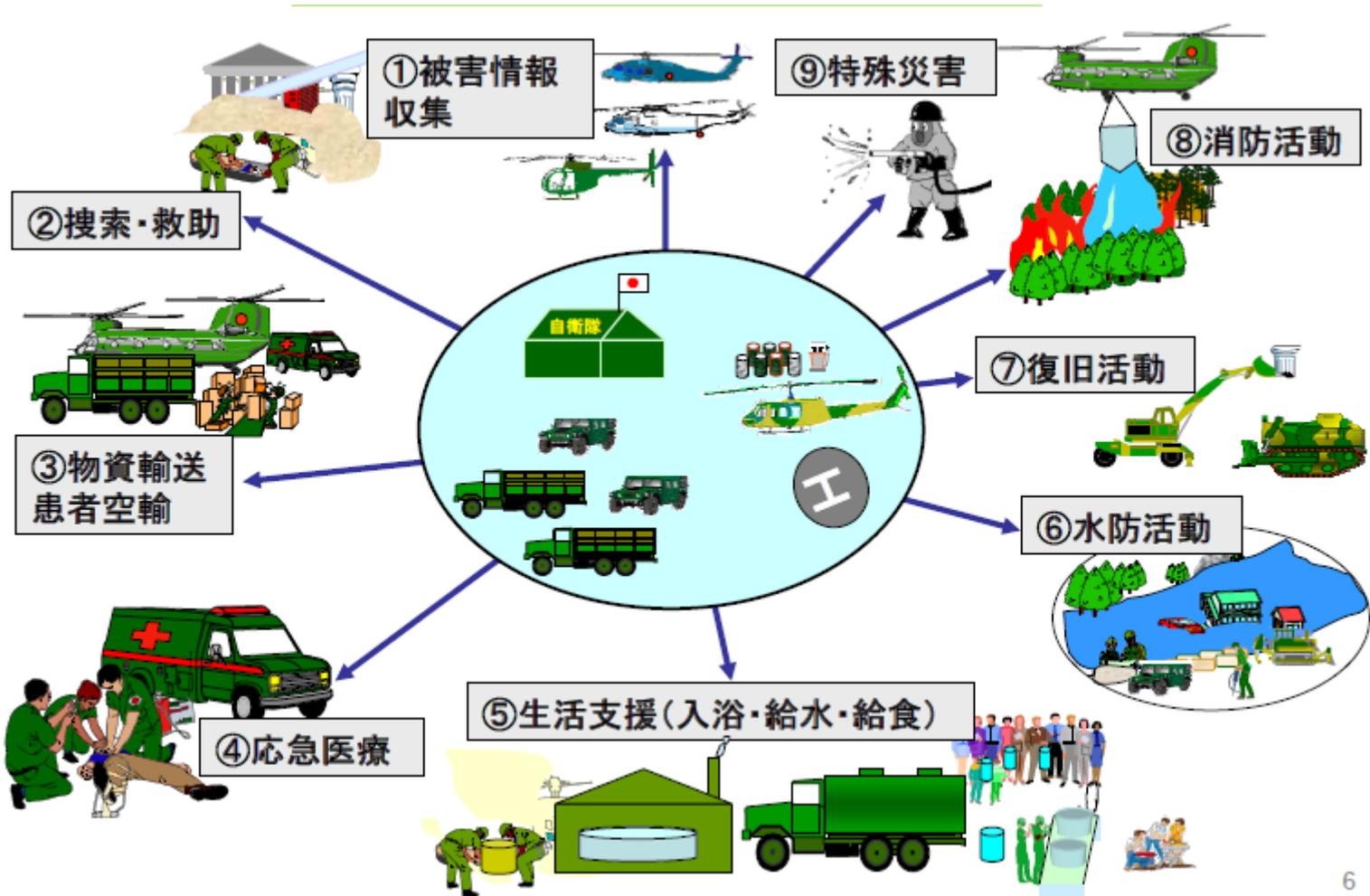
緊急災害警備隊



3,000

新

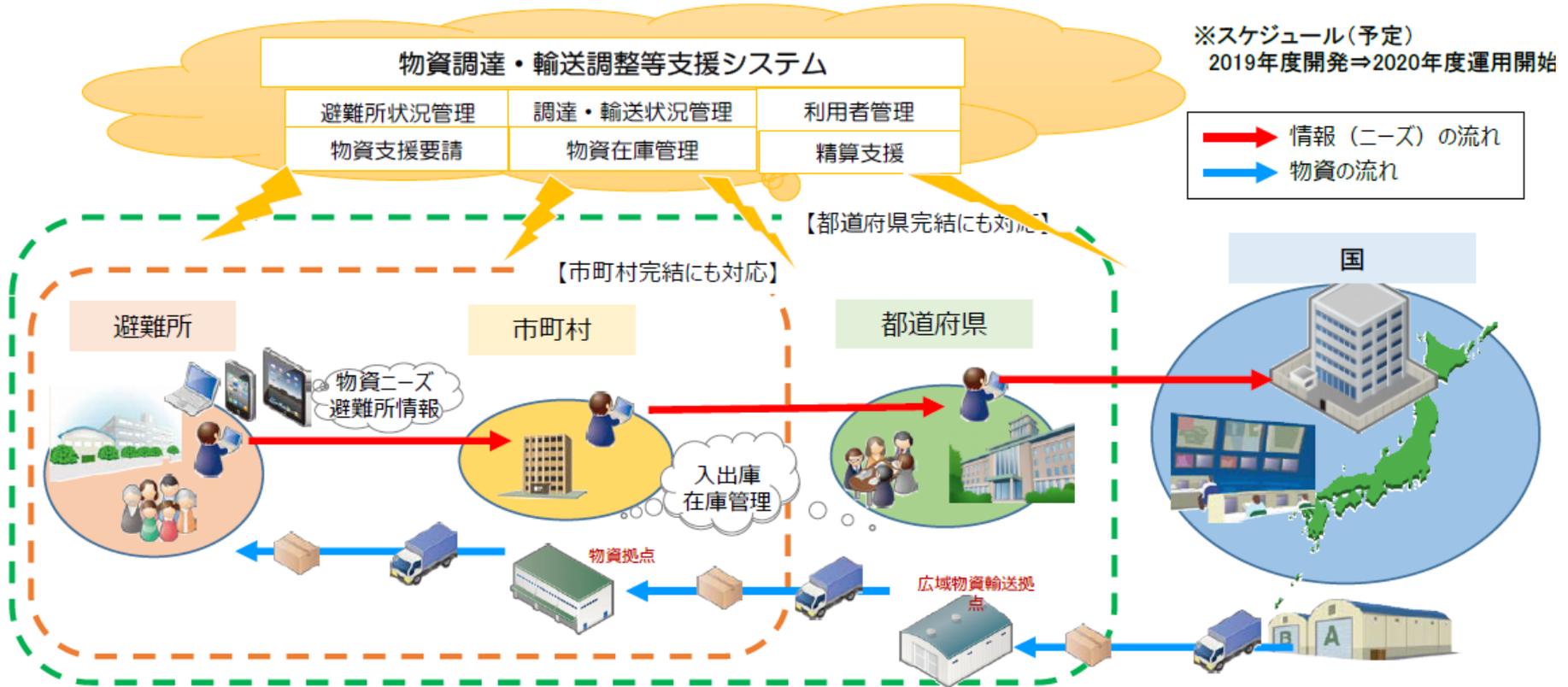
自衛隊の災害派遣時の行動



大規模災害時の政府のプッシュ型支援

- ① 3日間は家庭等と被災地方公共団体における備蓄で対応すると想定
- ② 必要量については、大規模地震発生後4日目から7日目までに必要となる量とする。
- ③ 食料については、調理不要の食品を中心に、調理を必要とする食品も含めて調達・供給する。
- ④ 毛布については、消防庁は地方公共団体の公的備蓄から必要量を確保・供給できるよう調整する。
- ⑤ 携帯トイレ・簡易トイレについては、経済産業省による調達に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄 からの最大限の確保を行うものとする。

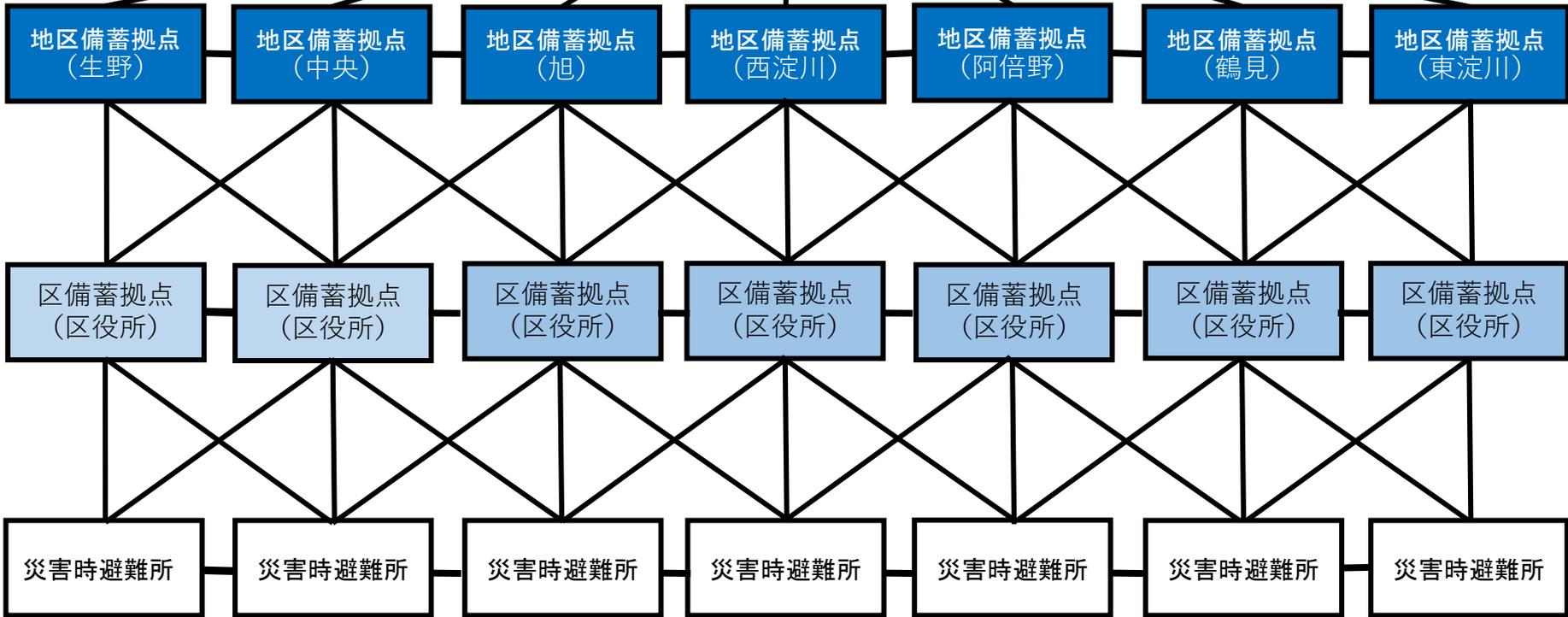
物資調達・輸送調整等支援システムの概念図



システム導入のメリット

- ・避難所物資ニーズのリアルタイムな把握共有が可能。ミスマッチの解消
- ・物資の要請・輸送に係る情報を一元的に管理・共有できる。
- ・平時の避難所および物資拠点の管理、備蓄物資の管理・情報共有に活用可

中枢備蓄拠点
(阿倍野備蓄倉庫)

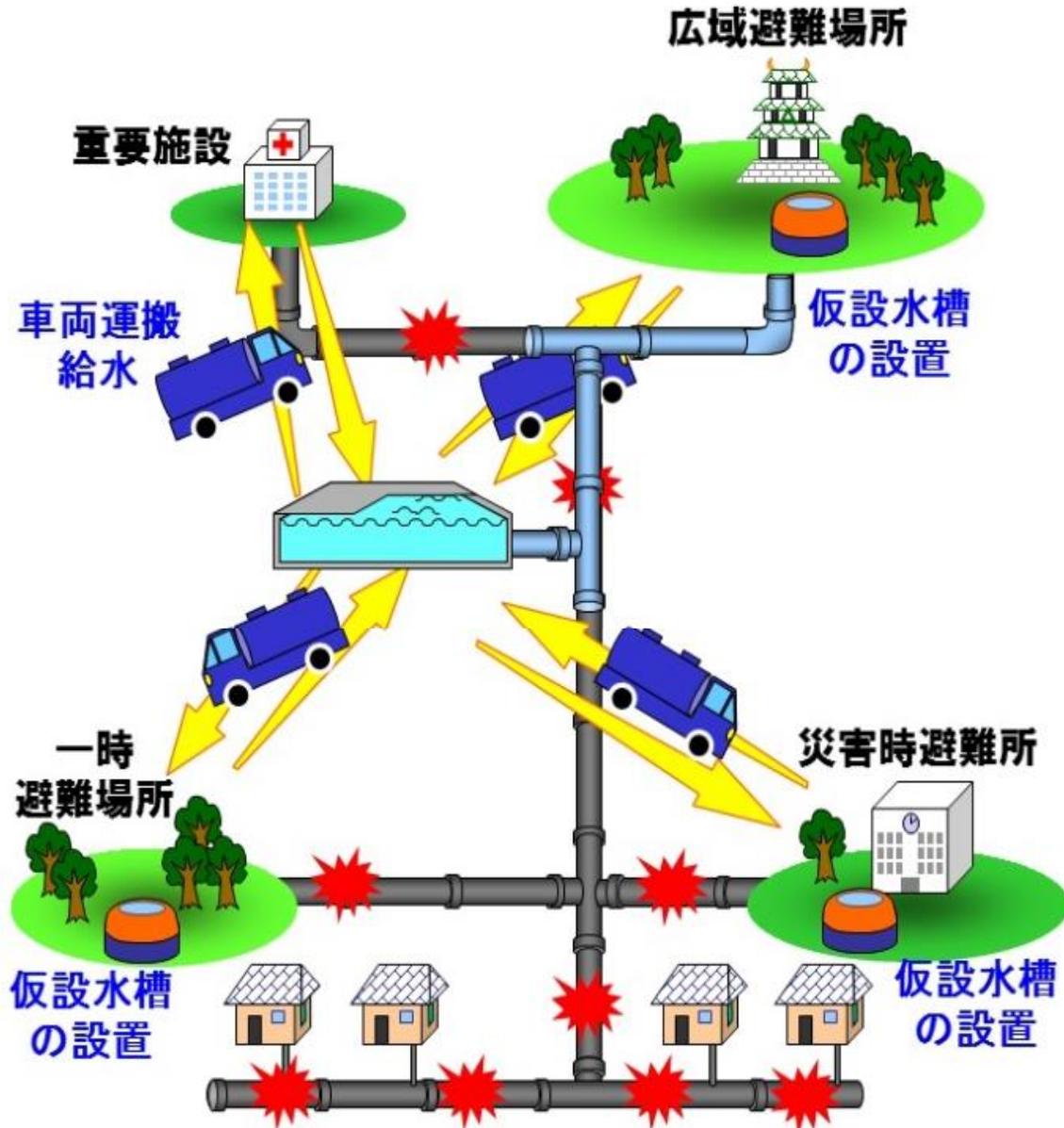


各避難所の主な備蓄品目

品目		単位	総数量
飲料水		1箱(500mlペットボトル×24本)×75	1800本
アルファ化米	ア・わ・個※	1箱50食×5	250食
	ア・粥・個※	1箱50食×3	150食
	ア・白・個※	1箱50食×5	250食
	ア・五・個※	1箱50食×5	250食
ビスケット		1箱50食×3	150食
毛布		1箱10枚×30	300枚
トイレ用品	簡易トイレ	1箱1基×4	4基
	凝固剤	1箱100袋×18	1800袋
	テント	1箱4×1	4帳
カセットボンベ式発電機		1箱1台×2	2台
救助資器材(バール×1、鋸×3、ジャッキ×2、手斧×2、シャベル×4、かけや×1)			

※:ア・わ・個(アレルギー対応わかめご飯個食)、ア・粥・個(同左粥)、
ア・白・個(同左白飯)、ア・五・個(同左五目ご飯)

震災後3日間を目安とした応急給水体制



避難所班の分掌事務

- 1.被災者の受入に関すること
- 2.避難者の誘導に関すること
- 3.避難所受入状況の把握に関すること
- 4.し尿の処理に関すること
- 5.ごみの処理に関すること

避難場所・避難所

区 分	避難先の特徴	ピクトグラム
広域避難場所	大規模火災時に避難する場所	 A pictogram showing a green silhouette of a person running on a green oval. Below the oval, the text "広域避難場所" and "Safety evacuation area" is written in black.
一時避難場所	一時的に避難する場所	 A pictogram showing a green silhouette of a person running on a green oval, enclosed in a black square border.
津波避難ビル	大津波警報、津波警報発令の際に一時的に避難する施設	 A pictogram with a green background. It features a white silhouette of a person running towards a white building icon, with a white wave symbol to the left.
災害時避難所	一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための施設	 A pictogram with a green background. It features a white silhouette of a person running towards a white house icon.

広域避難場所

(大規模火災が発生し、延焼拡大した場合の避難先)

広域避難場所 <津守(西成公園一帯)>
DESIGNATED SAFETY AREA TSUMORI (NISHINARI PARK)

避難できる災害の種類(○避難可、×避難不可)
大規模な火災 津波 洪水
Fire disasters Tsunami Flood from rivers

광역피난장소
广范围避难所

木津川

津守下水処理場 西成公園 西成高校

凡例 Legend
○ 広域避難場所 Designated Safety Area
● 飲料水用耐震性貯水槽 Earthquake-Resistant Storage Tank for Drinking Water
H 災害時用ヘリポート Crisis-Relief Helicopter Landing Area

大阪市 Osaka City

大地震の時は、あちこちから火災が発生し、広く燃え広がることがあります。
広域避難場所は、このような時、市民のみさんが火災から安全に避難するための場所です。
地震が起ころても、火事を起こさない様一人一人が火の始末を心掛けましょう。

When there are strong earthquakes, fires can occur anywhere and spread.
There are "designated safety areas" for people to safely seek shelter from fires in these situations.
We must all take precautions on a daily basis so that even if there are earthquakes, fires will not occur.



広域避難場所名	大規模火災	津波	洪水
津守	○	×	×

一時避難場所

避難を円滑に実施するため、コミュニティ単位における安全な空間としての一時避難場所を確保する。

- 一時的に避難できる広場、公園や学校の校庭など
- 1㎡につき1人を基準として200人以上が避難可能
(ただし、地域の実状に応じて、200人未満の施設も可能。)

災害時避難所



- 宿泊・給食等の生活機能を提供できる施設。
小・中学校など

災害時避難所位置

北津守小学校

鶴見橋中学校

西成高等学校

長橋小学校

もと松之宮小

もと津守小

梅南中学校

まつば小学校

成南中学校

千本小学校

南津守小学校

玉出中学校

今宮工科高校

いまみや小中一貫

もと弘治小

山王集会所

飛田ふれあい会館

もと今宮小

天下茶屋小

天下茶屋中

橘小学校

岸里小学校

玉出小学校

阿倍野区所在
金塚小学校



調査班の分掌事務

1. 被害状況の調査に関すること
2. 罹災・被災証明書の発行に関すること
3. がれきの処理に関すること
4. ボランティアの調整に関すること

災害に係る住家の被害認定

「災害の被害認定基準」等に基づき、表の①又は②のいずれかによって行う。

判定方法	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
①損壊基準判定 損壊、焼失、流失した床面積の延床面積に占める割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満
②損害判定基準 主要構成要素の経済的被害の損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満

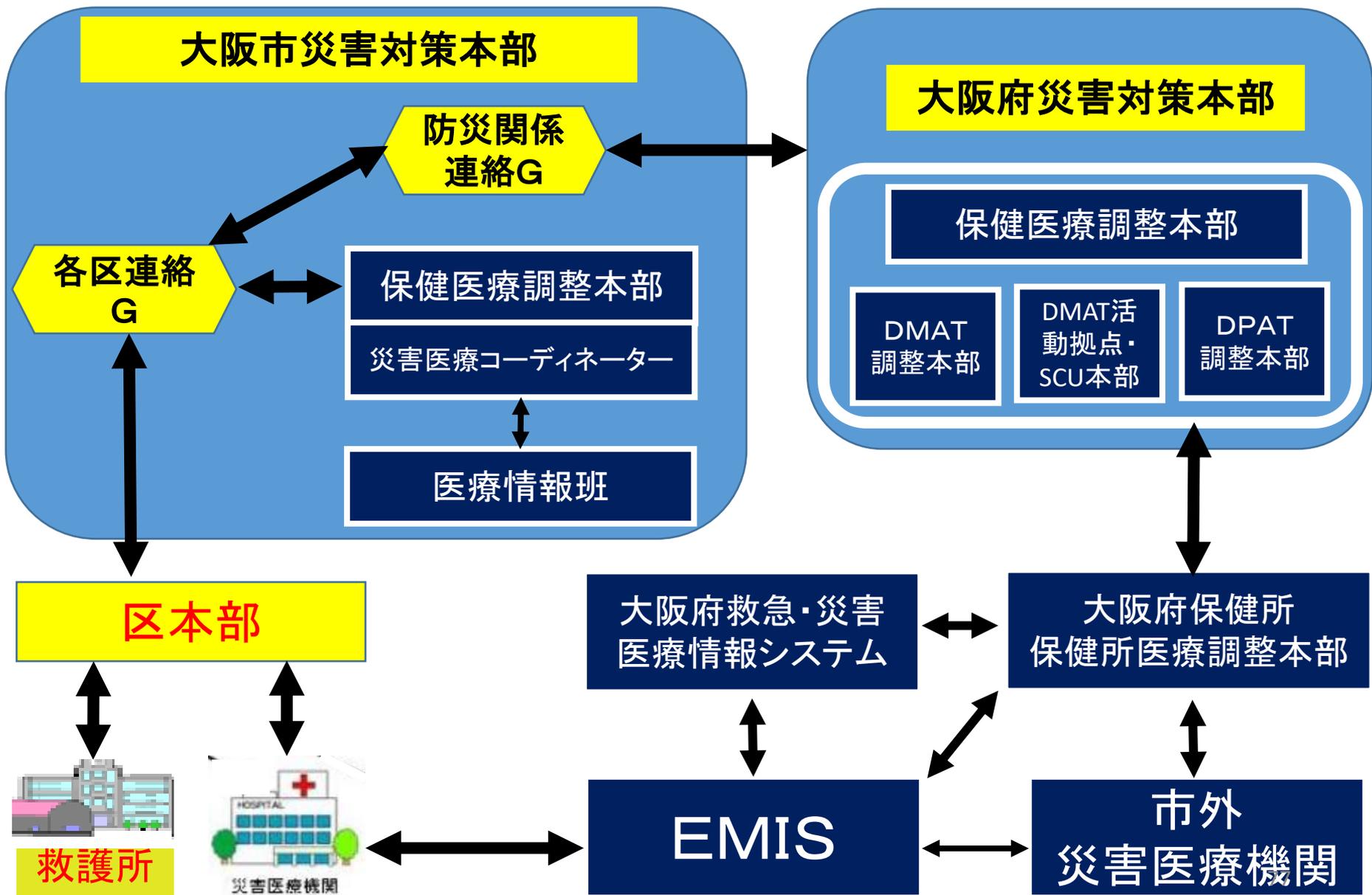
保健福祉班の分掌事務

1. 被災者の**医療救護**に関すること
2. **防疫・保健衛生**に関すること
3. 区医師会等との連絡調整に関すること
4. **避難行動要支援者**への避難支援に関すること

大阪市

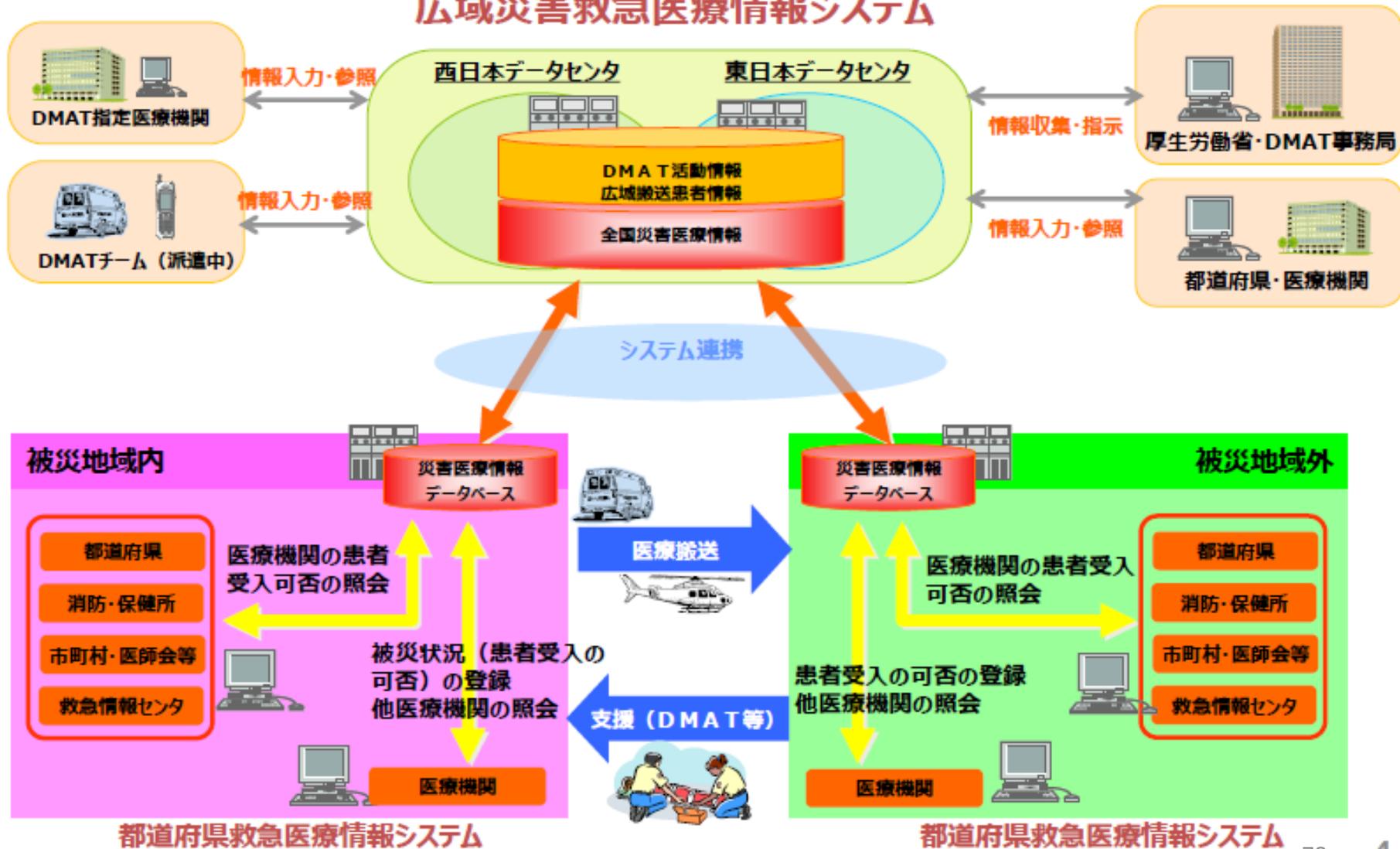
災害時医療救護活動ガイドライン

大阪市域における災害医療情報の収集・提供の流れ



EMISの全体像①

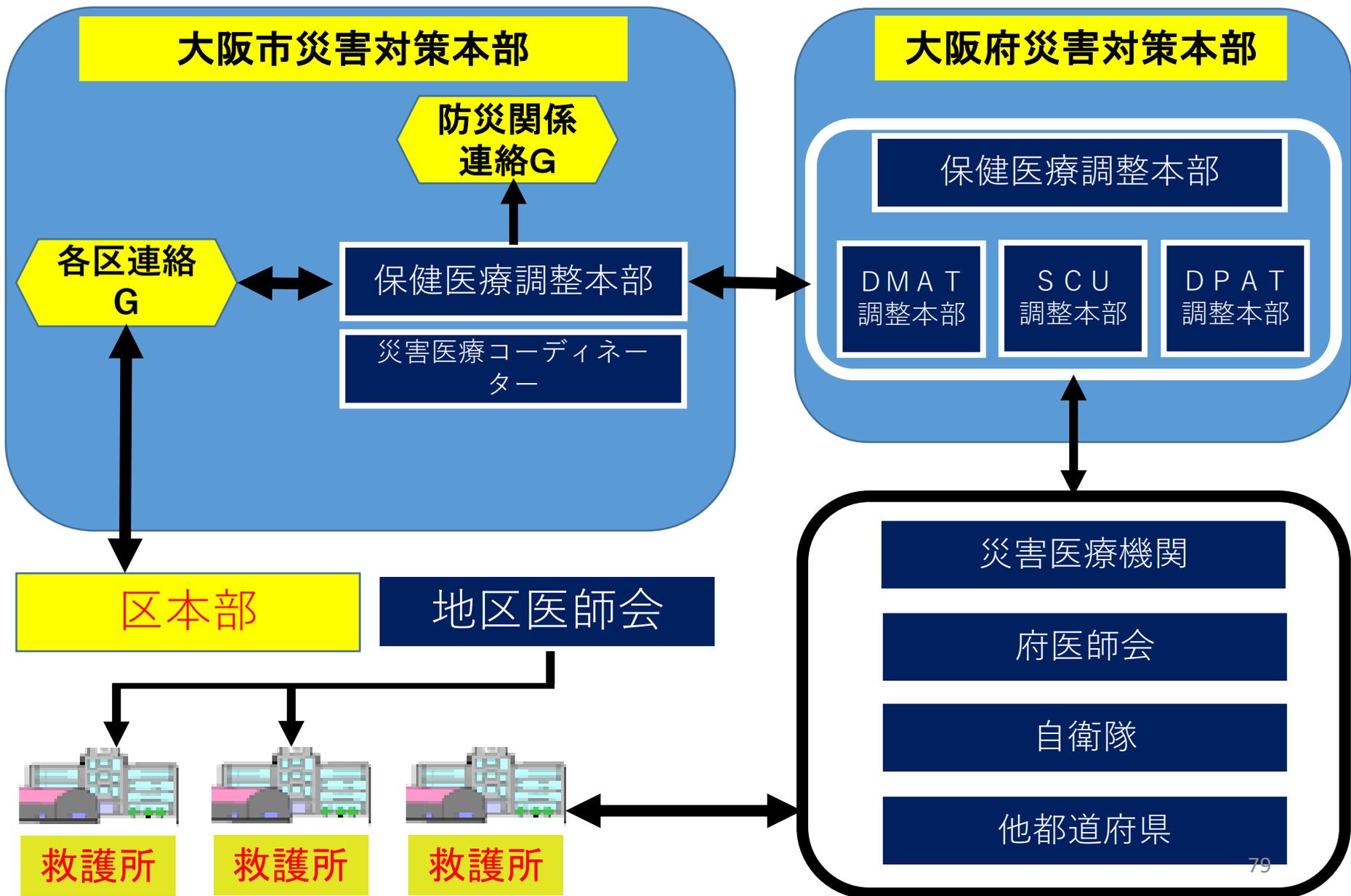
Emergency Medical Information System 広域災害救急医療情報システム



都道府県救急医療情報システム

都道府県救急医療情報システム

医療救護班の派遣ルート



医療救護班の業務内容

1 医療救護班の構成

4名編成（医師1名、看護師又は保健師2名、事務1名）

・必要に応じて薬剤師を救護所に派遣する。

2 業務内容

救護所における指揮監督は区本部長が指名した者が行う。

ア 傷病者に対する応急処置

イ 医療施設へ搬送の要否及び優先順位の決定（トリアージ）

ウ 搬送困難な患者・軽症患者等に対する医療処置

エ 状況により助産救助

オ 被災住民の健康管理

カ 死亡の確認

キ 区本部、医療調整班をはじめ関係機関との連絡調整

医薬品の調達

大阪市災害対策本部

大阪府災害対策本部

各区連絡
G

保健医療活動調整班

大阪府保健医療調整本部

医薬品等調整班

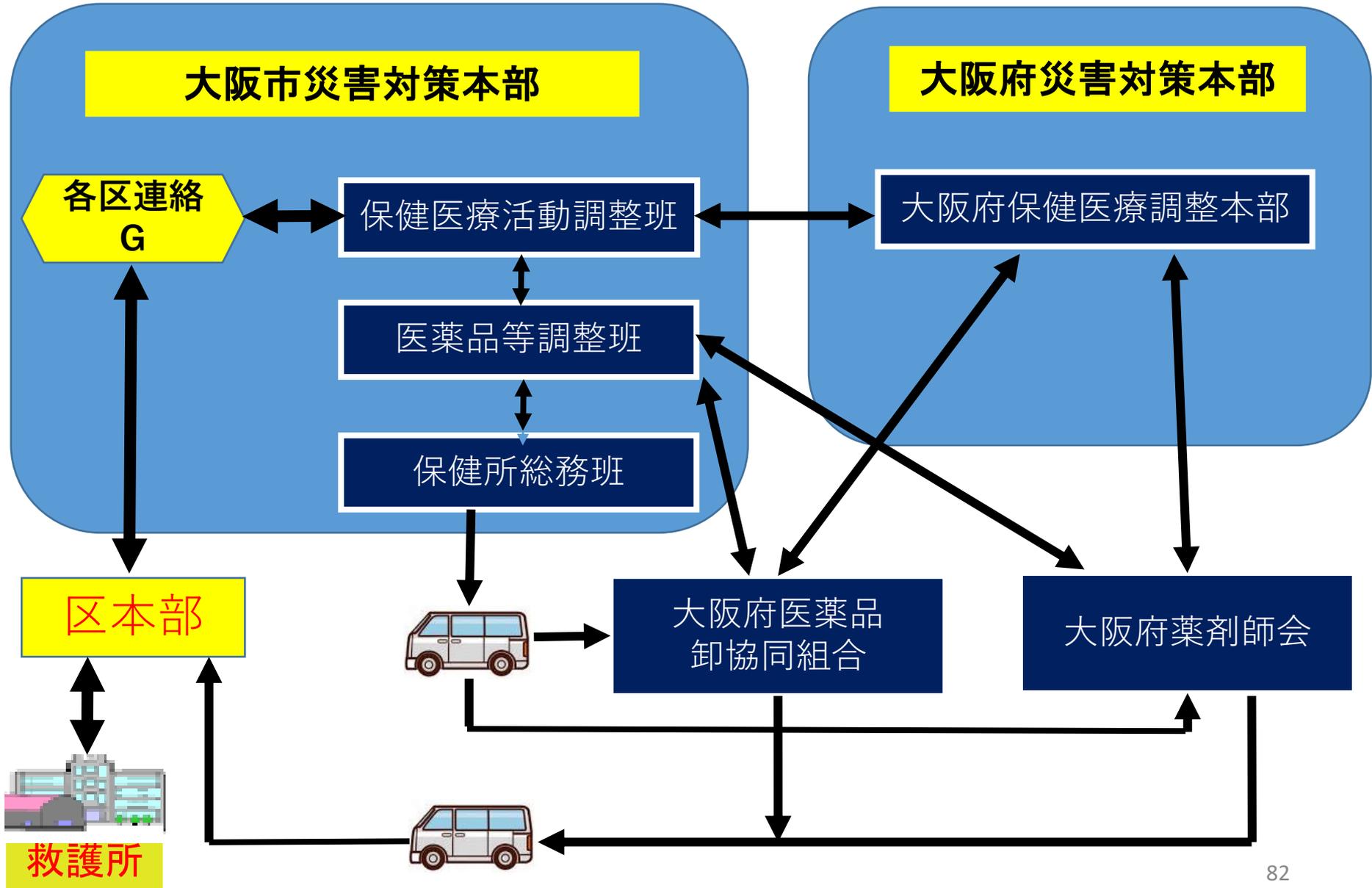
保健所総務班

区本部

大阪府医薬品
卸協同組合

大阪府薬剤師会

救護所



災害拠点病院

- 24時間、災害に対する緊急対応でき、被災地域内の傷病者の受入・搬出が可能
- 重症傷病者の受入・搬送をヘリコプターなどを使用することができる。
- 消防機関（緊急消防援助隊）と連携した医療救護班の派遣体制がある。
- ヘリコプターに同乗できる医師を派遣できることに加え、これらをサポートする、十分な医療器材、医療情報システムと、ヘリポート、自己完結型で医療チームを派遣できる資機材を備えている。

基幹拠点病院：急性期・総合医療センター

災害医療協力病院

- 率先して患者の受入
- 一次トリアージにて重症（赤タグ）と判断された負傷者は、最低限必要な処置を行い地域内の災害拠点病院へ搬送
- 二次トリアージにて中等症（黄タグ）と判断された負傷者は、院内にて診療
- 一次トリアージにて、無症・軽症（緑）と判断された患者は、急変時における医療機関への受診を指示して、帰宅あるいは避難所へ誘導

災害医療協力病院位置

愛壽記念病院

大和中央病院

思温病院

杏林記念病院

山本第三病院



福祉避難所

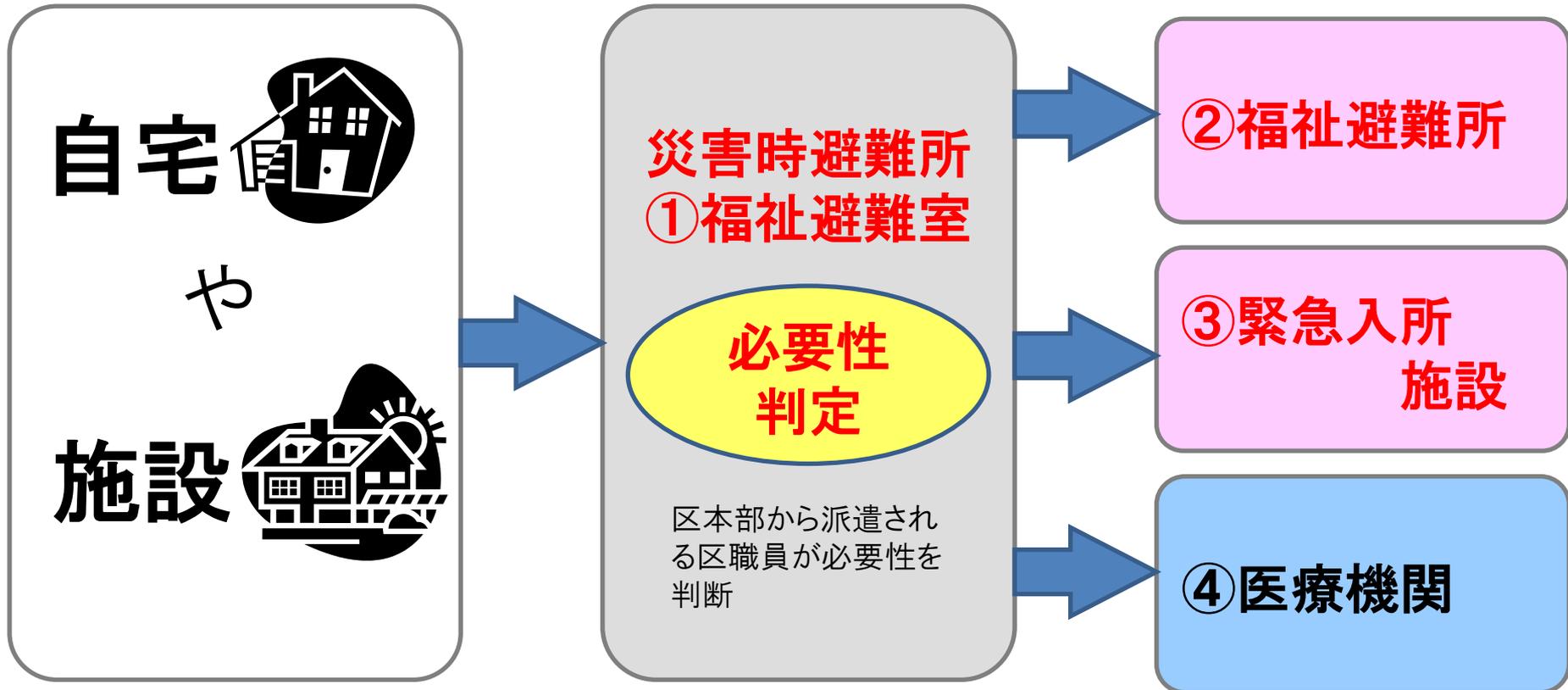
- ・対象は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等
- ・避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者
- ・介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度

要配慮者の状態に応じた避難先

要配慮者の方は
地域の方とともに避難



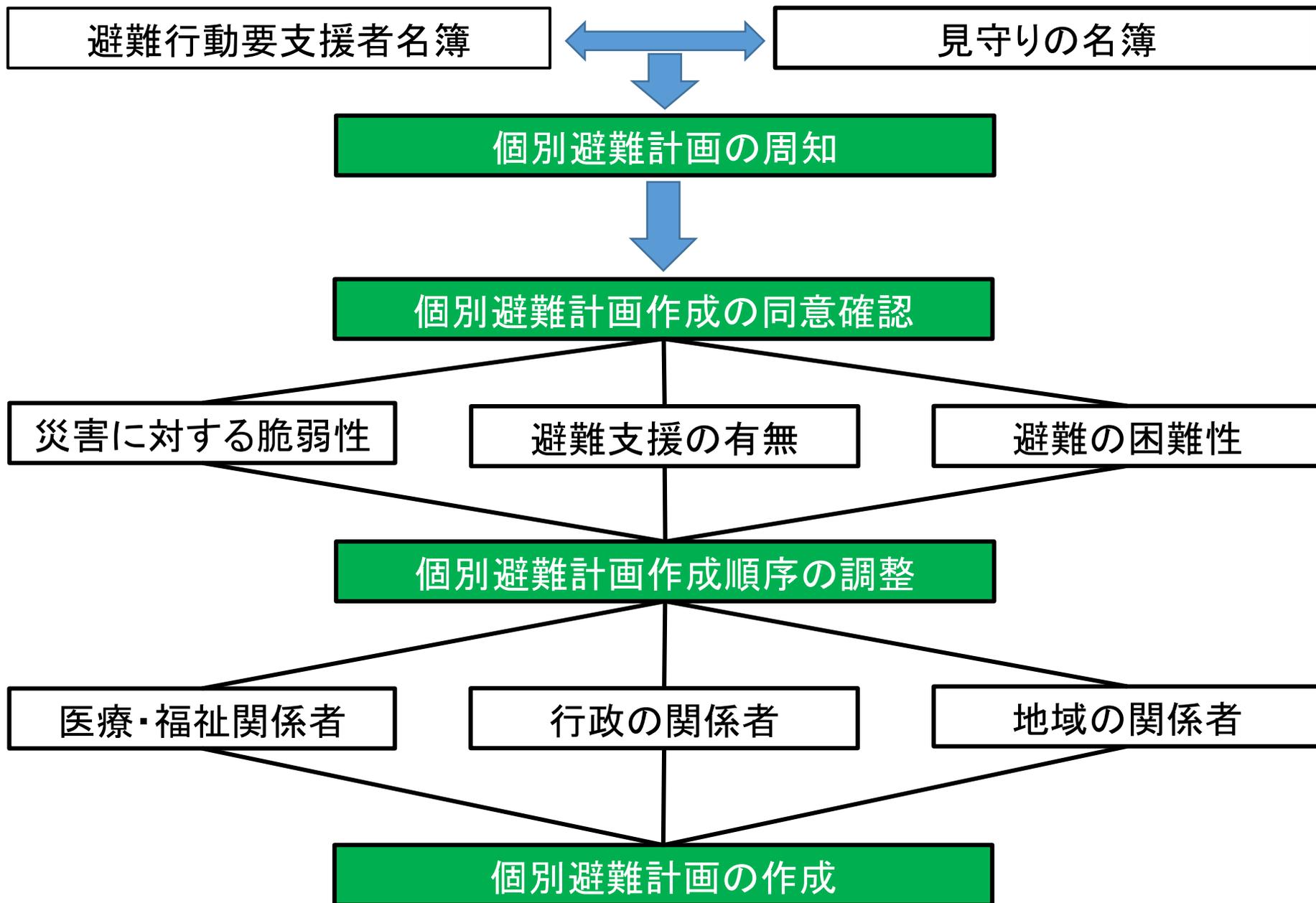
原則：一旦、
災害時避難所



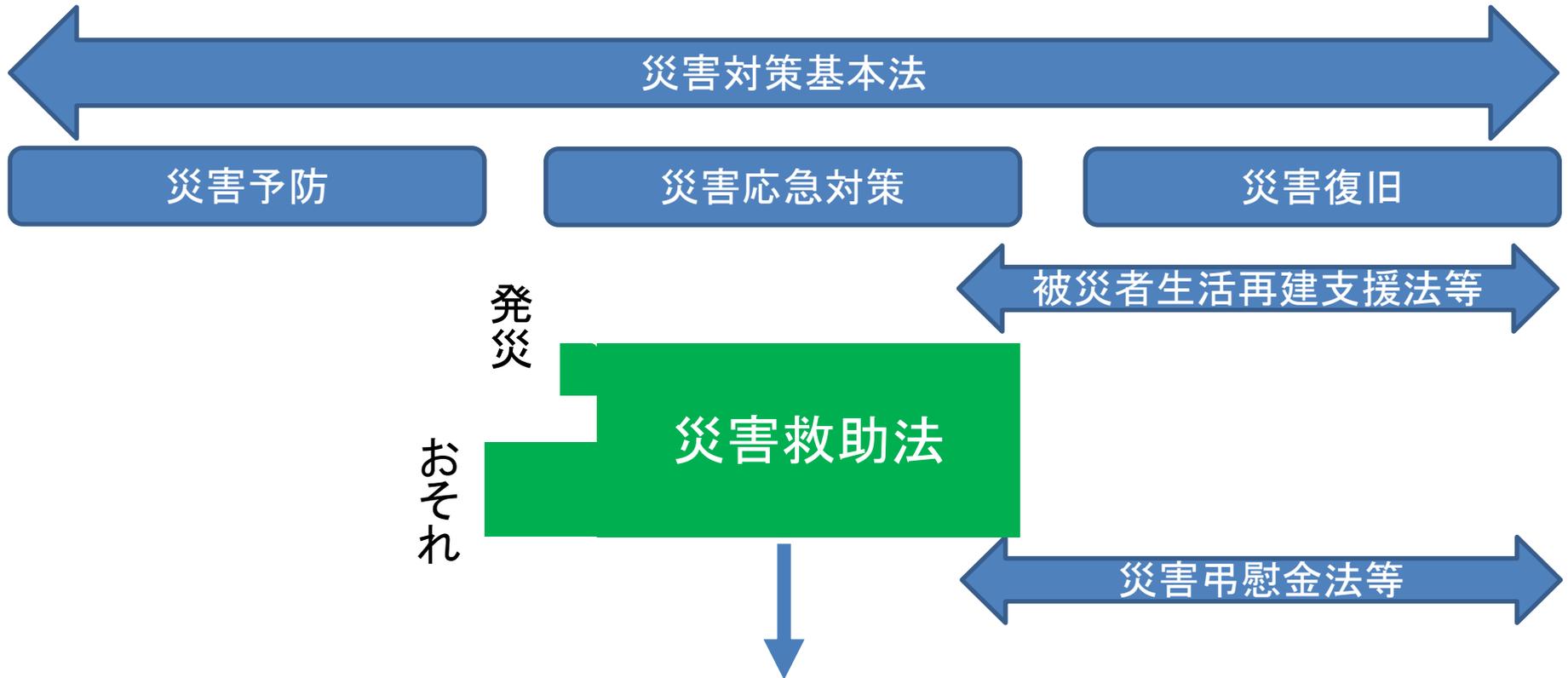
福祉避難室の一例（災害時避難所）



行政が支援する個別避難計画作成のフロー(一例)



災害救助法の位置付け



救助法適用の効果

- * 府から委任を受けた救助の実施主体(救助法13条第1項)
- * 費用負担なし(救助法21条)
- * 「おそれ」で救助できるのは「避難所の開設」

救助の種類

1. 避難所及び応急仮設住宅の供与
2. 食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4. 医療及び助産
5. 被災者の救出
6. 被災した住宅の応急修理
7. 学用品の給与
8. 埋葬
9. 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの(死体の捜索及び処理、障害物の除去)

救助の程度・期間等

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
避難所設置	避難所設置費：一人一日： <u>340円</u>	発生の日から <u>7日以内</u>
食品の給与	主食、副食、燃料費等：一人一日 <u>1, 230円</u>	発生の日から <u>7日以内</u>
飲料水供給	水の購入費等の当該地域の実費	発生の日から <u>7日以内</u>
生活必需品	被害の程度、季別、世帯区分により相違	発生の日から <u>10日以内</u>
医療	救護班：実費、医療機関：国保診療報酬以内	発生の日から <u>14日以内</u>
助産	救護班等：実費、助産婦：慣行料金の8割以内	発生の日から <u>7日以内</u>
被災者救出	当該地域の通常の実費	発生の日から <u>3日以内</u>
応急修理	日常生活に必要な最小限： <u>655,000円以内</u> 半壊・半焼に準ずる損傷： <u>318, 000円</u>	発生の日から <u>3月以内</u>
学用品	小： <u>4, 700円</u> 、中： <u>5, 000円</u> 、高： <u>5, 500円</u>	教科書等： <u>1ヶ月以内</u> 文房具： <u>15日以内</u>
埋葬	大人： <u>213, 800円</u> 、小人： <u>170, 900円以内</u>	発生の日から <u>10日以内</u>
死体の搜索	当該地域における実費	発生の日から <u>10日以内</u>
死体の処理	洗浄等： <u>3, 500円以内</u> 、保存： <u>5, 400円以内</u>	発生の日から <u>10日以内</u>
障害物除去	一世帯： <u>138, 300円以内</u>	発生の日から <u>10日以内</u>
仮設住宅	建設型：一戸当たり <u>6, 775, 000円以内</u>	完成の日から最長 <u>2年</u>

医 療

項 目	一 般 基 準
対 象 者	災害により医療の途を失った者
医 療 の 実 施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所(注)において医療(施術)を行うことが可能
医 療 の 範 囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護
救 助 期 間	災害発生の日から14日以内
対 象 経 費	救護班: 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所: 国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者: 協定料金の額以内

下線部: 特別基準の設定が可能であることを示す。

主 な 留 意 事 項

- * 医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。
- * 通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。
- * 患者の経済的要件は問わない。

災害救助法適用地域における保険処方箋と災害処方箋の相違点

項目	保険処方箋	災害処方箋
根拠法	健康保険法、国民健康保険法等	災害救助法
処方箋の 交付場所	保健医療機関	救護所、日赤の救護班、DMAT、 JMAT等
調剤の場所	保険薬局	救護所、モバイルファーマシー、 保険薬局
処方箋の 記載内容	<p>①保険者番号等の記載がない場合 加入保険や事業所名(国保/後 期高齢者医療制度の場合は住 所)を確認し、調剤録に記載</p> <p>②保健医療機関の記載がない場合 患者に交付を受けた場所を確認 (救護所等、保健医療機関以外 であることが明らかな場合は保 健調剤としては取り扱えない)</p> <p>※処方箋は、通常形式によらない 医師の指示を記した文書等でも可</p>	<p>*災などの記号(災害医療に係 る処方箋である旨)</p> <p>*患者名、処方医、処方場所、処 方内容等</p>

災害救助法適用地域における保険処方箋と災害処方箋の相違点

項目	保険処方箋	災害処方箋
処方箋がない場合	<p>事後的に処方箋が出ることを条件に、以下の要件のいずれにも該当する場合は、保険調剤可</p> <p>ア 交通の遮断、近隣の医療機関の資料状況等、客観的にやむを得ない理由で医師の診療を受けられない</p> <p>イ 医師との電話やメモ等により処方内容が確認できる(医療機関と連絡が取れないときは、被災者であって処方内容が安定した慢性疾患に係るものであることが、薬歴、お薬手帳、包装等により明らかであること)</p>	規定なし
患者負担	法定による負担(1~3割)	府・市と薬剤師会との災害協定による(過去の事例では患者負担はないケースが大半)
費用請求先	保険者(審査支払機関経由)	府・市(処方場所の自治体)

災害処方箋の調剤を行った際の費用支弁

1 労務費

災害処方箋に基づく調剤を行った際の労務費については、賃金職員等雇上費(実費)

* 災害処方箋1枚当たりの報酬1,000円について(茨城県の例)

① 処方箋に基づく調剤にかかる時間を1枚あたり30分と想定

② 16,100円(茨城県災害救助法施行細則による実費弁償額)は、1日(=8時間)の活動額なので、①により割返し、1枚あたりの単価を算出した。

$$16,100 \div 8 \div 2 = 1,006.25 \div 1,000 \text{円}$$

2 薬剤費等

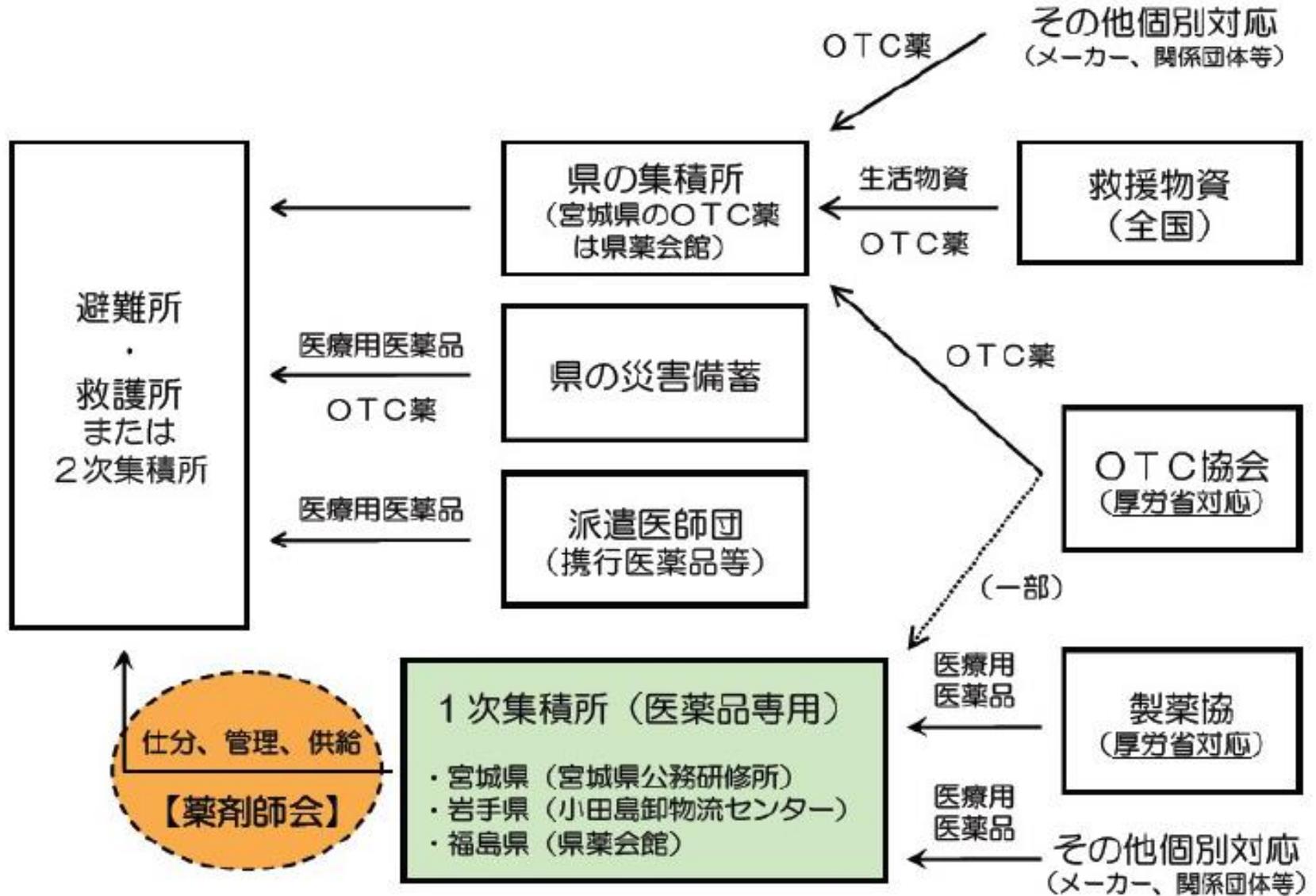
災害処方箋に基づく調剤のために使用した薬剤等は、実費として支弁される。

災害時の薬剤師の支援活動

項 目	阪神淡路大震災	新潟中越大震災	東日本大震災
支 援 期 間	1995. 1. 20 ～ 1995. 3. 21	2004. 10. 26 ～ 2004. 11. 21	2011. 3. 11 ～ 2011. 7. 6
薬剤師派遣人数	約3,000人 (実人数:758人)	565人	8,378人 (実人数:2,062人)
派 遣 形 態	ボランティア	ボランティア	公的要請で派遣
供 給 医 薬 品	・医療用 ・一般用 ・その他	・一般用中心 ・配置薬 ・一部医療用	・医療用 ・一般用 ・処方箋調剤も実施

日本薬剤師会発行: 東日本大震災における活動報告書を一部改変

避難所・医療救護所への医薬品等の供給ルート(無償分)



水産庁の船舶による医薬品の輸送

<受け入れ搬入>



<医薬品の仕分け、セットの作成>



<船への荷積み>

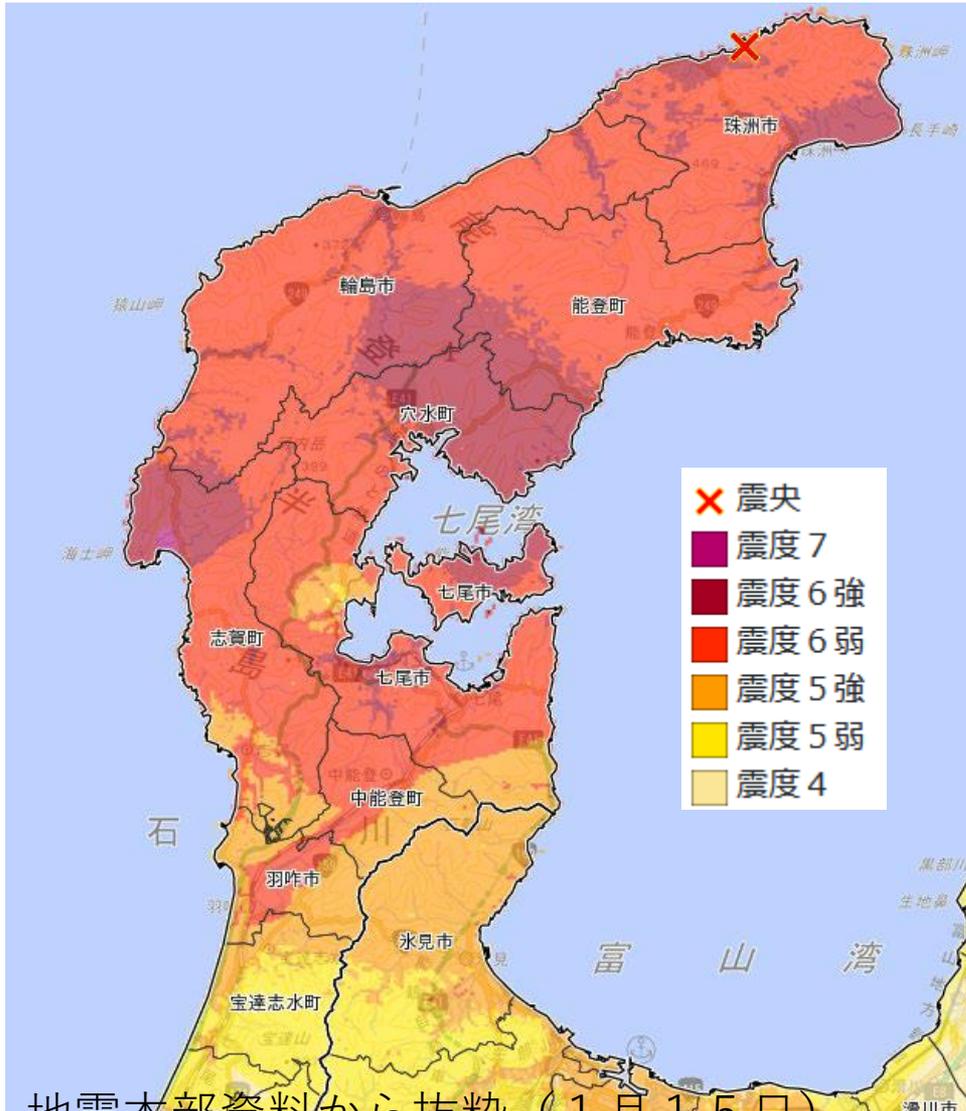


被災地での避難所搬送などを容易にするために、段ボール箱にかぜ薬、胃腸薬など各種医薬品を詰めあわせた医薬品セットを作成するなどの仕分け作業を同施設で行い、水産庁船舶へ積載した。

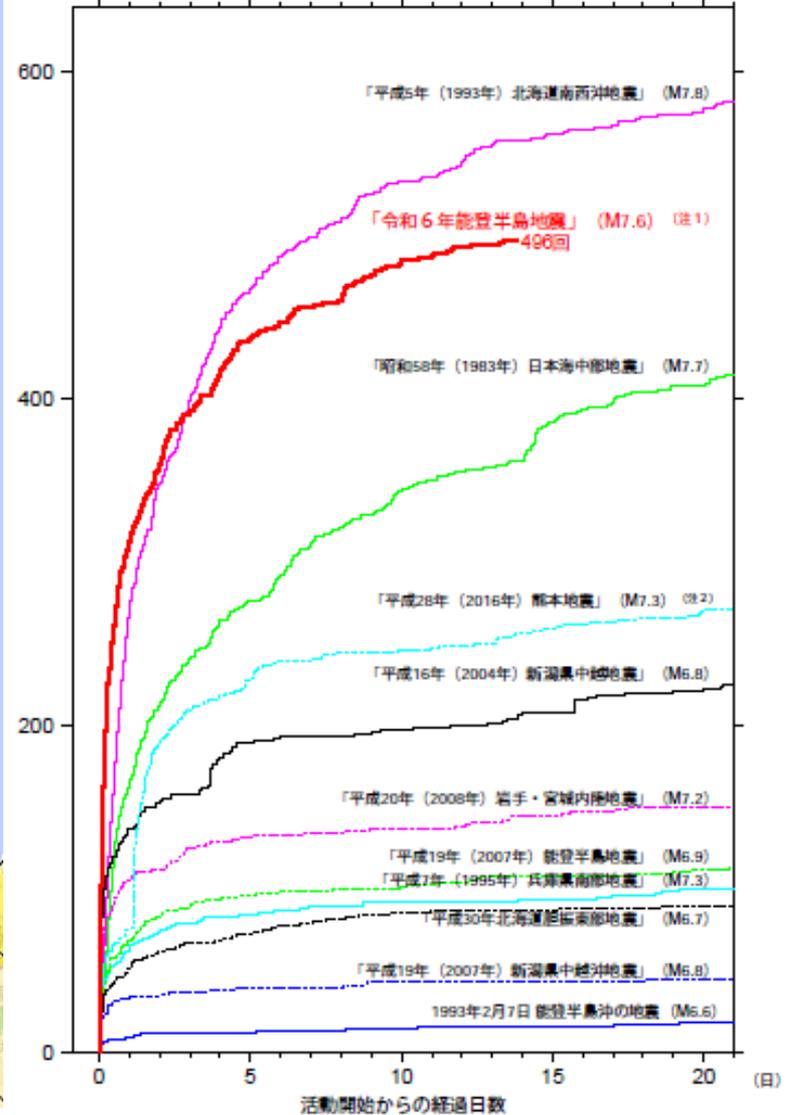
能登半島地震

- 推計震度分布と地震回数
- 薬局の被害状況
- モバイルファーマシーの派遣状況

能登半島地震の推計震度分布と地震回数



陸のプレートでの主な地震活動の地震回数比較 (マグニチュード3.5以上)
(回) 2024年01月15日12時00分現在



地震本部資料から抜粋 (1月15日)

珠洲市真浦町



土砂崩れ



隆起

国土地理院資料から抜粋

能登半島地震(大規模火災焼失面積): 48,000m²



国土地理院資料から抜粋

輪島市内の被害状況事例



京都大学防災研究所資料より抜粋

珠洲市内の被害事例



京都大学防災研究所資料より抜粋

能登半島地震における石川県の薬局の被害

市町村名	被害件数	被害状況別内訳				被害件数の内 営業不可数
		建物等損壊	断水	停電	その他	
金沢市	2	1	—	—	1	1
七尾市	24	9	19	1	3	7
小松市	1	1	—	—	—	—
輪島市	9	1	3	2	6	8
羽咋市	4	1	4	—	—	1
かほく市	1	—	1	—	—	—
志賀町	4	1	3	—	1	2
宝達志水町	2	1	1	—	—	—
中能登町	4	1	4	—	—	—
穴水町	7	3	5	4	2	4
能登町	7	4	4	2	2	4

内閣府資料より抜粋：1月9日現在の数

能登半島地震における石川県の薬局の被害

市町村名	被害件数	被害状況別内訳				被害件数の内 営業不可数
		建物等損壊	断水	停電	その他	
金沢市	2	2	—	—	—	—
七尾市	25	10	24	1	—	2
小松市	1	1	—	—	—	—
輪島市	10	1	8	2	2	5
羽咋市	—	—	—	—	—	—
かほく市	1	—	1	—	—	—
志賀町	4	1	4	—	—	—
宝達志水町	1	1	—	—	—	—
中能登町	1	1	—	—	—	—
穴水町	7	2	7	—	—	—
能登町	7	4	5	2	1	2

内閣府資料より抜粋：1月26日現在の数

モバイルファーマシー派遣調整

○石川県より石川県薬剤師会にモバイルファーマシーの出動要請があり、日本薬剤師会を通じ、各地のモバイルファーマシーに協力を依頼。(1/5)

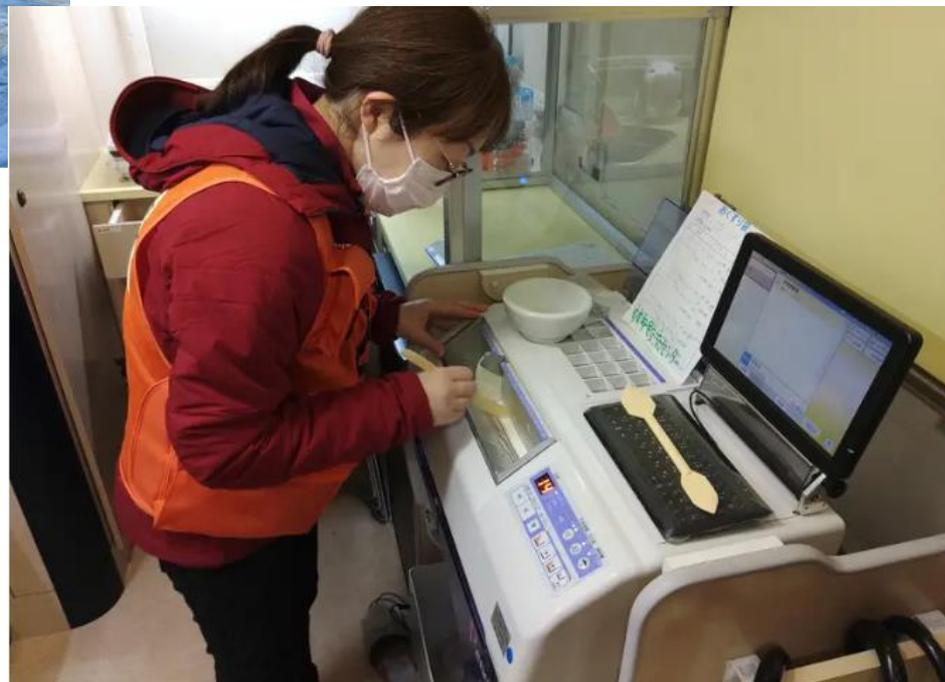
○1/7 からモバイルファーマシー1台出動(岐阜薬科大学/岐阜県薬剤師会)し、珠洲市健康増進センターを拠点に活動開始。今後追加で2台(宮城県薬剤師会、三重県薬剤師会)出動準備中。さらに追加の出動も検討中(1/8)

○1/9、追加で三重県薬剤師会の1台が出動し、輪島市を中心に活動を開始する予定。

大阪府薬剤師会が協定を結んだモバイルファーマシー



大阪府薬剤師会と調剤機器メーカーのユヤマは2018年8月6日、両者の間で災害支援活動への協力に関する協定を締結した。震災等の災害発生時にユヤマが所有する業務車両(3tトラック)を府薬が被災地で行う災害時調剤支援車として無償で貸し出す。車両はユヤマが約1500万円かけて災害支援仕様に整備したもので、平時は全国の各営業所での技術研修用の機器等を運搬するために活用。災害時にのみ車両を府薬に貸与し、その際、「災害時調剤支援車」「大阪府薬剤師会」の看板を車両に取り付けて使用する。



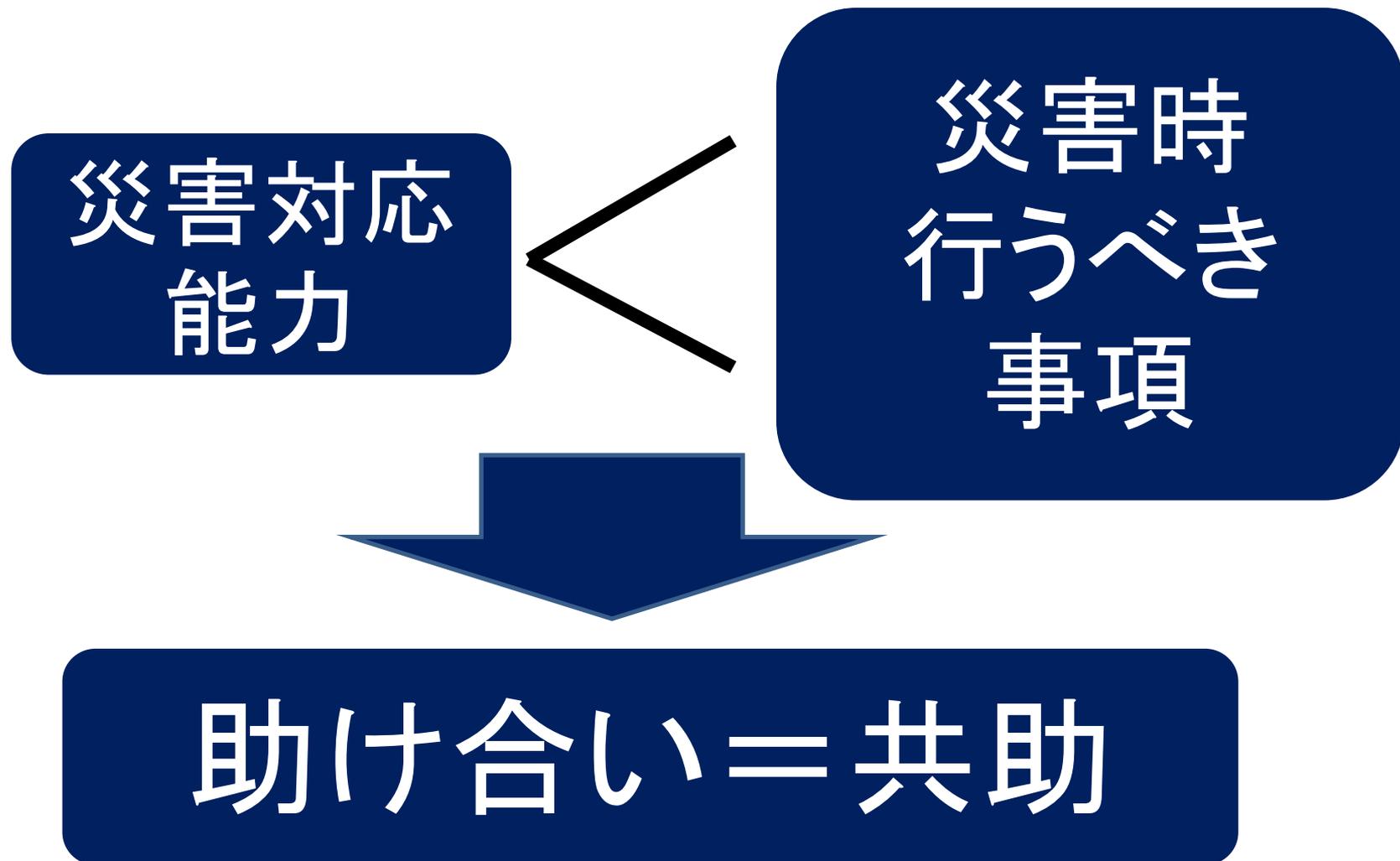
毎日新聞: 1月21日記事より抜粋
全国から駆けつけた「動く薬局」
被災地の薬不足、処方支援

モバイルファーマシーの派遣状況

月 日	珠洲市	輪島市		能登町		穴水町
1月7日	岐阜					
1月8日	↓					
1月9日	↓	三重				
1月10日	↓	↓		宮城		和歌山
1月11日	↓	↓		↓	横浜	↓
1月12日	↓	↓		↓	↓	↓
1月13日	↓	↓	宮城	輪島市	↓	↓
1月14日	広島	静岡	↓		↓	↓
1月15～17日	↓	↓	↓		↓	↓
1月18日	↓	↓	大阪		↓	↓
1月19日	↓	↓	↓		↓	鳥取
1月20～22日	↓	↓	↓		↓	↓
1月23～24日	↓	↓	↓		↓	宮城
1月25日	↓	↓	↓		↓	福岡
1月26日	↓	山梨	↓		↓	↓

内閣府資料：令和6年能登半島地震に係る被害状況等について(1月26日)

災害対応は、力を合わせて！！



御清聴、ありがとうございました。